





# 全国安全週間 説明会

令和6年6月  
さいたま労働基準監督署  
安全衛生課

1 → 2  
3 → 4  
スライドの順番です

厚生労働省  
埼玉労働局

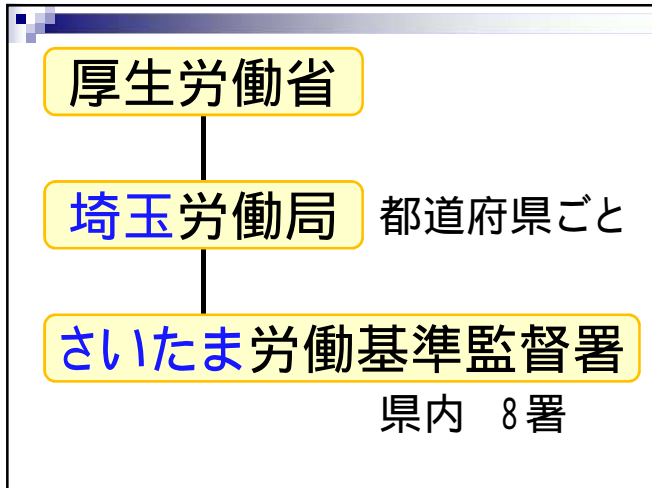
埼玉労働局発表  
令和6年4月30日(火)

報道関係者 各位

【照会先】  
埼玉労働局労働基準部健康安全課  
課長 川又 裕子  
労働衛生専門官 瀬川 道哉  
(電話番号)048-600-6206(内線231)

「Cool Work SAITAMA」ロゴマークの作成について

埼玉労働局(局長 片淵仁文)においては、『令和6年度「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」』を展開し、熱中症のリスク低減を呼び掛けております。広くこのキャンペーンを周知し、熱中症対策の取り組みの意識向上に活用するため、下記のとおり「Cool Work SAITAMA」のロゴマークを作成しました。熱中症予防等を目的とする場合には、どなたでも無償で使用できます。

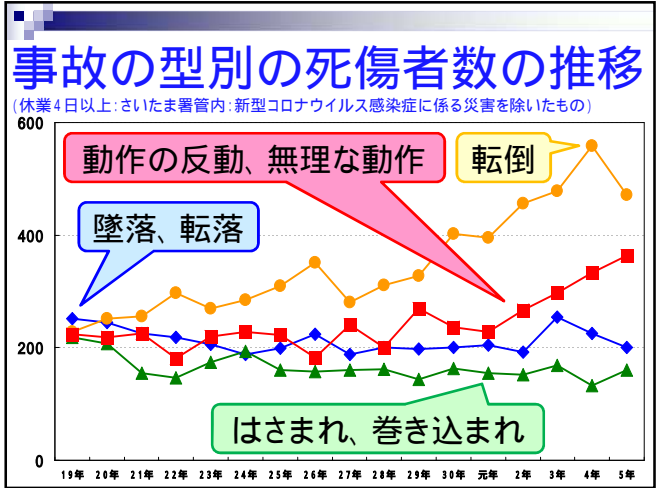
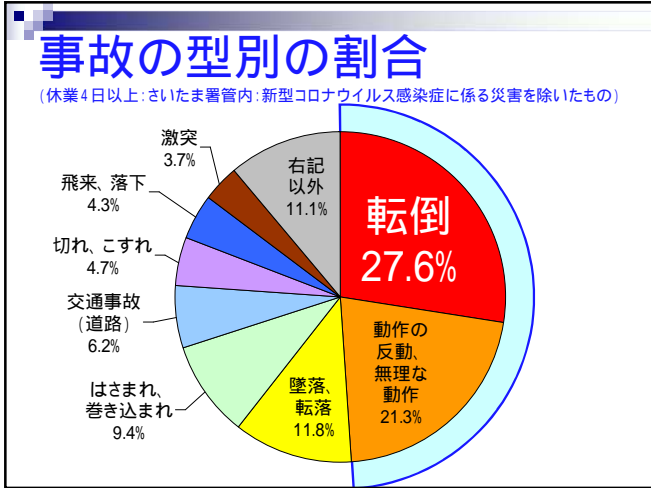
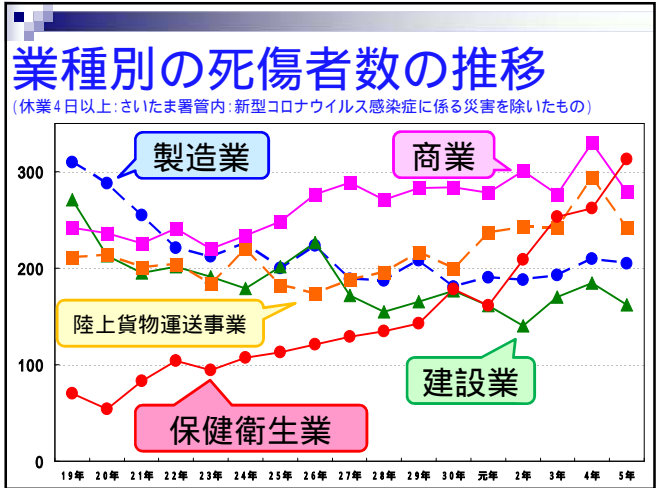
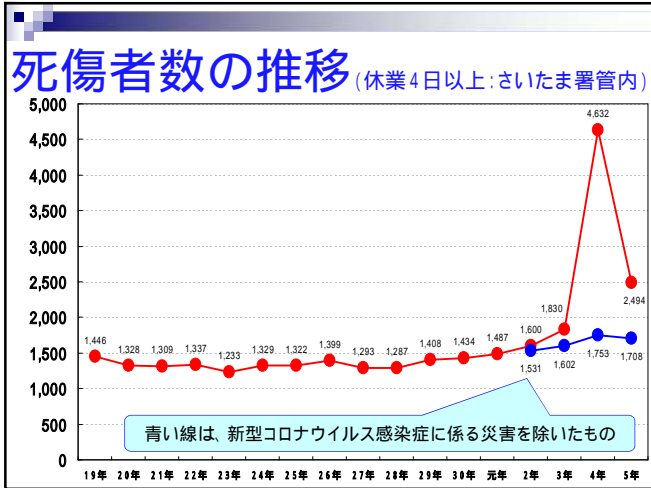
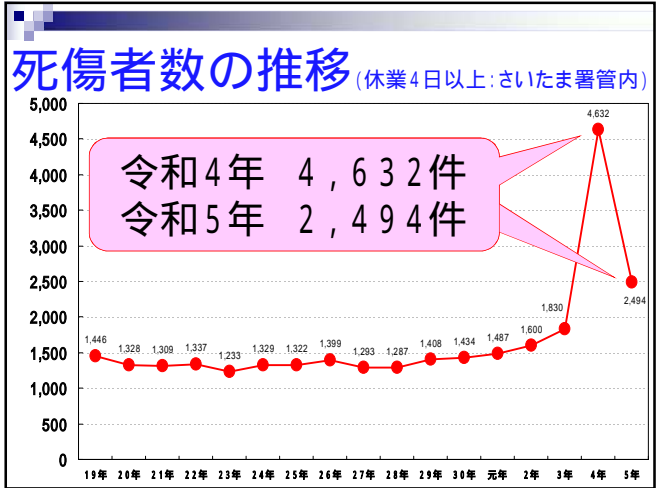


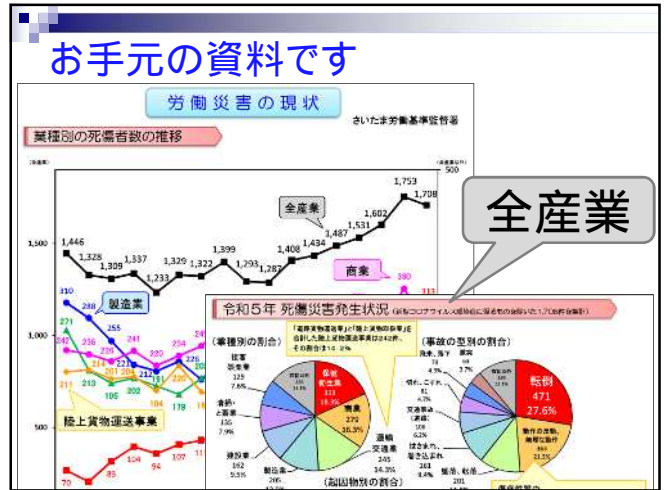
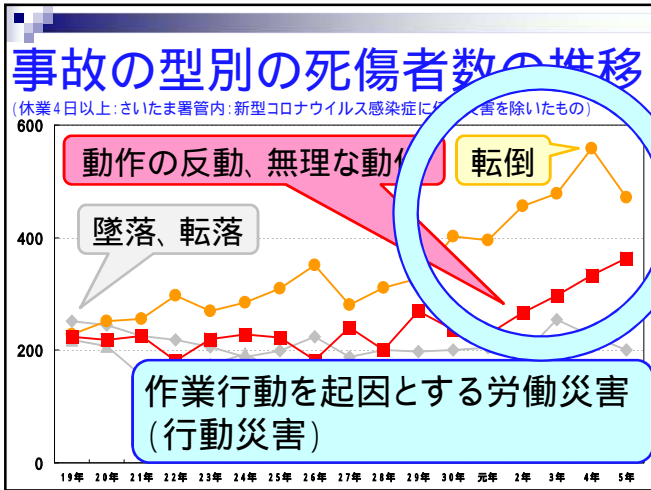
<b>方面（監督課）</b> 監督指導、申告・相談の受付、 司法警察事務 など
<b>安全衛生課</b> 機械の設置等に関する届出審査、 機械の検査、安全衛生指導 など
<b>労災課</b> 労災補償事務、 労働保険の適用・徴収 など



- ## 本日まで説明する主な内容
- 1 さいたま署管内における労働災害の発生状況
  - 2 令和6年度 全国安全週間実施要綱
  - 3 熱中症の予防
  - 4 フォークリフトによる労働災害の防止

# さいたま署管内における労働災害の発生状況





### 地区労働基準協会のホームページに掲載していただきました

製造業

建設業

陸上貨物運送事業

商業

保健衛生業

## 令和6年度 全国安全週間 実施要綱

### 危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

### 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

昨年度と同じ6項目です。

### 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全パトロールによる職場の総点検の実施



実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信



実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ



実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

緊急時の措置に係る必要な訓練の実施



実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



実施者が継続的に実施する事項

## 実施者が継続的に実施する事項(大項目)

- ➡ (1) 安全衛生活動の推進
- ➡ (2) 業種の特성에応じた労働災害防止対策
- ➡ (3) 業種横断的な労働災害防止対策

昨年度と比較して、順位が変動したか等を表現しています。

## (1) 安全衛生活動の推進(中項目)

- ➡ 安全衛生管理体制の確立
- ➡ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ➡ 自主的な安全衛生活動の促進
- ➡ リスクアセスメントの実施
- ➡ その他の取組

## 安全衛生管理体制の確立

- ➡ ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- ➡ イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ➡ ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- ➡ エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

## 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ➡ ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- ➡ イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ➡ ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- ➡ エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

本マニュアルは、労働経験の少ない未熟練労働者が、作業に慣れておらず、危険に対する感受性も低い。労働者全体に比べ労働災害発生率が特に高い状態を招き、特に製造業、陸上貨物運送事業、商業の中小規模事業者における雇入れ時教育や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つよう、作成されたものです。

製造業向け

- 製造業向けマニュアル [PDF形式: 6,118KB]
- 日本建設業 [PDF形式: 3,716KB]
- 建設業向け [PDF形式: 756KB]

その他

- 農業 [PDF形式: 2,200KB]
- 中堅型 [PDF形式: 1,506KB]
- 志願士方出陣 [PDF形式: 1,312KB]
- スペース型 [PDF形式: 1,308KB]

## 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアルをご活用ください

平成27年度厚生労働省委託事業

製造業、陸上貨物運送事業、商業、産業廃棄物処理業、警備業のものが  
あります

製造業向け  
未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

業種によっては外国語版もあります

**製造業:**  
英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語

**商業:**  
インドネシア語、ベトナム語

**産業廃棄物処理業、警備業:**  
英語、ベトナム語、インドネシア語、クメール語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ネパール語、ポルトガル語、ミャンマー語、モンゴル語、韓国語、中国語

**For Work Safety and Health**

職場の安全を応援する情報発信サイト/  
**職場のあんぜんサイト**

動画教材は、言語別、業種別に多くのものが作成されています

各種教材・ツール

動画教材

言語別

- 動画/日本語 [詳しくはこちら](#)
- Video/English (英語) [Click here for details](#)
- 视频/中文 (中国語)
- Video/Tiếng Việt (ベトナム語)

**自主的な安全衛生活動の促進**

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

**リスクアセスメントの実施**

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

**その他の取組**

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

**ダウンロード可能です**

(雇用型テレワークを活用する皆様へ)

**テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン**

▶令和3年3月25日、テレワークガイドラインを改定しました。

**ガイドラインの改定に関する主なポイント**

- ☑ 労務管理全般に関する記載の追加(人事評価、費用負担、人材育成等)。
- ☑ 正規雇用労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者から除外することのないよう留意が必要であることを記載。
- ☑ 導入に当たっての望ましい取組として書類のペーパーレス化の実施等を記載。
- ☑ テレワークにおける労働時間の把握について、原則的な方法としてパソコンの使用時間の記録等の客観的な記録による場合の対応方法や、労働者の自己申告による把握を行う場合の対応方法を記載。
- ☑ テレワークを行う労働者のワークライフバランスの実現のために、時間外・休日・所定外深夜労働の取扱いについて記載。
- ☑ 自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備等に当たって事業者・労働者が活用できる分かりやすいチェックリストを作成。

## 事業者用と労働者用のチェックリストです

(所載2) 自事業においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【事業者用】

1. このチェックリストは、自事業においてテレワークを行う際の作業環境について、テレワークを行う労働者が本人が確認する際に活用いただくことを目的としています。  
 2. 確認した結果、すべての項目が適切である場合に、十分な対策が取られていると判断して改善が必要に応じて、適切な措置を講ずるべきです。

以下の項目について「該当」を記載し、該当しない場合は「該当なし」を記載してください。

1. 作業を行う際の十分な照明が確保されているか。

2. 作業を行う際の十分な換気が確保されているか。

3. 作業を行う際の十分な騒音対策が確保されているか。

(所載1) テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【労働者用】

このチェックリストは、労働者にテレワークを実施させる事業者が安全衛生上、留意すべき事項を確認する際に活用いただくことを目的としています。  
 2. 労働者が安全かつ健康にテレワークを実施する上で留意すべき事項ですので、全ての項目に適切に留意してください。  
 3. 「安全管理」の欄に「念」が付けられている項目については、労働安全衛生関係法令上、事業者が実施が義務付けられている事項ですので、十分な対策がなければ改善を促すべくください。  
 4. 適切な対策が実施されるまで、このチェックリストを用いて定期的（半年ごと）に実施し、その結果を再度安全管理と取り組むこととなります。  
 以下の項目について「該当」を記載し、該当しない場合は「該当なし」を記載してください。

項目	目	法定事項
1. 安全衛生管理体制について	(1) 衛生管理者等の選任、安全・衛生委員会等の開催	
2. 作業環境の改善と評価、必要と管理官等の選任、安全・衛生委員会が開催されているか。		◎

## ダウンロード可能です

# テレワークにおけるメンタルヘルス対策のための手引き

## (2) 業種の特성에応じた労働災害防止対策(中項目)

- ➡ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- ➡ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- ➡ 建設業における労働災害防止対策
- ➡ 製造業における労働災害防止対策
- ➡ 林業の労働災害防止対策

## 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ➡ ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ➡ イ 経営トップが先頭に行う安全衛生方針の作成、周知
- ➡ ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ➡ エ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ➡ オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

## 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ➡ ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- 新** イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

## ダウンロード可能です

### ご協力をお願いいたします

荷主等（荷主、配送先、元請け事業者等）の皆様へ

**荷役作業での労働災害を防止しましょう！**  
 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業者の皆様へ

**荷役作業での労働災害を防止しましょう！**  
 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン  
 (労務と安全管理の連携による取り組み)

1. 目的  
 本ガイドラインは、労働安全衛生法と関係法令に基づき、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」といふ。）の事業者（以下「陸運事業者」といふ。）の労働者が行う荷役作業における労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主・配送先・元請け事業者等（以下「荷主等」といふ。）がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示すことを目的とする。

2. 関係者の責務  
 本ガイドラインを制定して、関係者において人知れず実施されている経路の確保に努めるものとする。

**安全作業連絡書(例)**

参考

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主と配達先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ( )	取卸作業月日	月 日 ( )
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック向け 3. その他 ( )	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック向け 3. その他 ( )
積荷品名			
危険・有害性	有・無 ( )		
総重量	kg ( kg/個 )		
積付	1. パラ 2. ハレタイス 3. その他 ( )		
積込作業	作業の分類	積卸作業	作業の分類

- ### 陸上貨物運送事業 における労働災害防止対策
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
  - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
  - オ トラックの逸走防止措置の実施
  - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

## 陸上貨物運送事業における 死亡災害の約80%は…

- 墜落・転落
- 荷崩れ
- フォークリフト使用時の事故
- 無人暴走
- トラック後退時の事故

### 荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の主な原因と対策

いつもの作業の少しの不具合が、重大事故につながります

- トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害
  - 足を滑らせてリアバンパーから転落
  - テールゲートリフターから転落
- トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害
  - 固定ベルトを外した途端に多くの角材が落下
  - ドラム缶とともに転落、ドラム缶が被災者に直撃
- フォークリフト使用時における死亡災害
  - 歩行者立入禁止エリアにいた被災者がフォークリフトと接触
  - フォークリフトアップ（上昇）時の安全不確認により被災者がコールドロールボックスパレットの下敷きに

必ず保護帯を着用しよう  
荷台へのステップなど昇降設備を設けよう

荷崩れしないよう、積み付け時に、適切な固定・固縛を行おう

フォークリフトのオペ

## ダウンロードしてご利用ください

### 陸上貨物運送事業における

# 重大な労働災害 を防ぐためには

荷役作業時の死亡災害にみる  
災害パターン別の主な原因と対策

## ダウンロードしてご利用ください

### 陸上貨物運送事業者のみならず 労働災害が増えています！ 荷物の積み降ろしを安全に

平成31年/令和元年の労働災害（陸運業）

- ◆ 死亡者数は101人。  
・ 平成29年比で36人（26.3%）減少。
- ◆ 死傷者数は15,382人。  
・ 平成29年比で676人（4.6%）増加。
- ◆ 災害発生率（千人率）は8.55  
・ 全産業平均2.22

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況の推移

陸上貨物運送事業では、働く人1000人当たりの災害発生率（千人率）が、他の主要な産業と比べてかなり高い水準になっています。キケンな作業をそのままにせず、従業員の命と健康を守るため、作業方法などの見直しに着手してください。



ダウンロードしてご利用ください

陸上貨物運送事業における  
トラック荷台からの  
転落を防ぐために

荷台昇降設備・装備はありますか？

陸上貨物運送事業(トラック運送事業)における労働災害は、荷役作業中に発生したものが全体のおよそ7割を占めています。特に荷台からの転落が多いことが知られていて、このうちトラック荷台等への昇降時に発生するものがその約4割を占めています。

ダウンロードしてご利用ください

トラックでの荷役作業時における  
安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則(以下「安衛則」といいます)が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。  
特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

厚生労働省  
埼玉労働局

ホーム

Google カスタム検索

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内

埼玉県労働局 > 事例・統計情報 > 安全衛生関係 > フォークリフト安全ポスターデザインコンテスト

フォークリフト安全ポスターデザインコンテスト

優秀賞のポスター

- 埼玉労働局長賞
- 陸奥防埼玉県支部長賞
- 建荷協埼玉県支部長賞

埼玉労働局長賞 陸奥防埼玉県支部長賞 建荷協埼玉県支部長賞



ダウンロードしてご利用ください

建設業における労働災害防止対策(1/3)

ア 一般的事項

追加されました

**変**(ア)「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用

**新**(イ)足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

労働安全衛生規則の改正

令和6年4月1日施行

1 一側足場の使用範囲の明確化

令和5年10月1日施行

2 足場の点検時の点検者の指名の義務付け

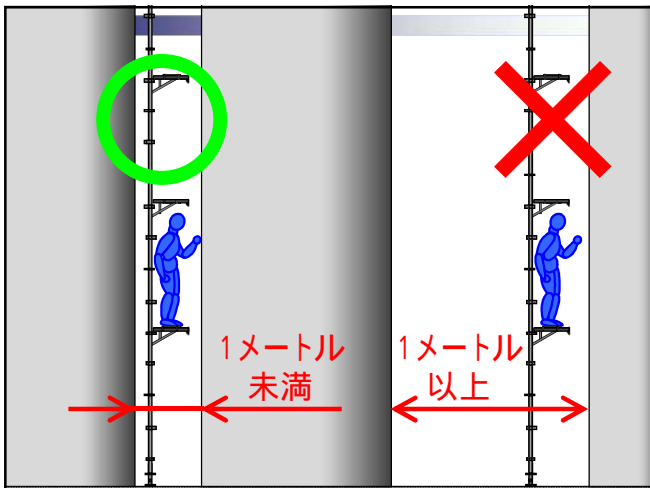
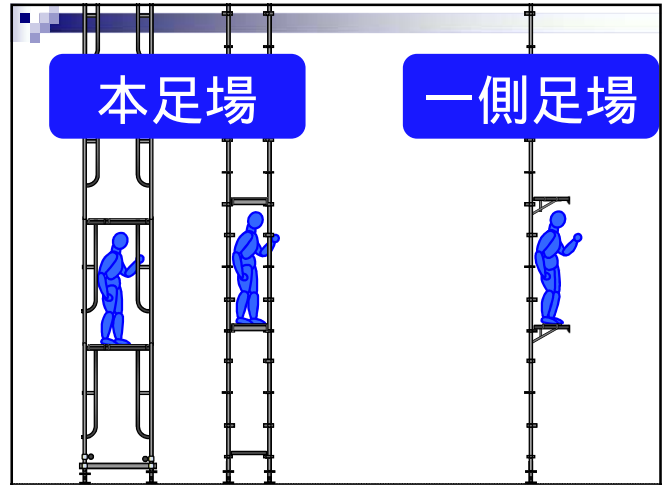
3 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

## 1 一側足場の使用範囲の明確化

### (本足場の使用)

新設されました

第561条の2 事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。



## ダウンロード可能です

### 足場からの墜落防止措置が強化されます

改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

## 建設業における労働災害防止対策 (2 / 3)

- (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

## 建設業における労働災害防止対策 (3 / 3)

- 新** イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- 変** ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

## 製造業における労働災害防止対策 (1 / 2)

- ➡ ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ➡ **イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進**
- ➡ ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

## 機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針

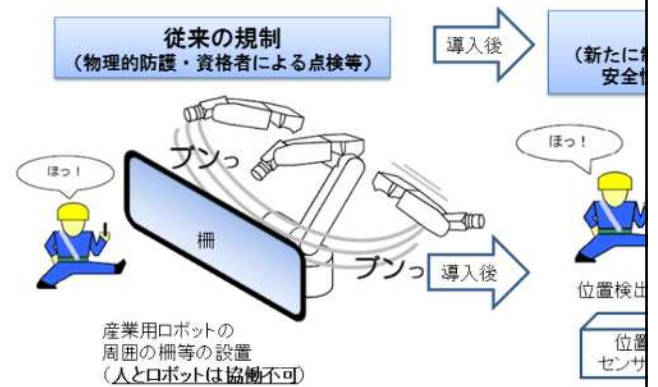
平成28年9月26日  
厚生労働省告示第353号

### 機能安全とは

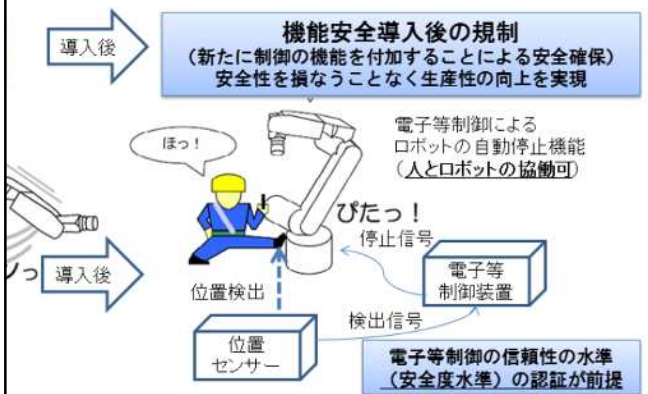
新たに機械等に電気・電子プログラマブル電子(E/E/PE)制御の機能を付加することにより、リスクを低減するための措置。

機能安全活用テキスト

### 機能安全の導入による安全規制の高度化



### 機能安全の導入による安全規制の高度化



### ダウンロード可能です

#### 機能安全活用実践マニュアル

#### 統合生産システム(IMS)編

#### 統合生産システムの機能安全設計

機能

-システムインテグレータのための  
統合生産システムの安全制御設計指南-

## 製造業における労働災害防止対策 (2 / 2)

- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

## ダウンロード可能です

装置産業の皆様へ

### 付帯設備の劣化による労働災害を防止するために

高経年設備に設けられた作業床、階段、はしご、手すり等の劣化状況、労働災害を防止するための取組を調査

## ダウンロード可能です

装置産業の皆様へ

### 設備の経年化による労働災害を防止するために

高経年設備のコンベア、ロール機、成型機等による「はさまれ、巻き込まれ」災害を防止するための取組を調査

## ダウンロード可能です

### 設備の経年化による労働災害リスクと防止対策

—平成29年度、平成30年度、令和元年度調査のまとめ—



## 製造業安全対策官民協議会

製造業における安全対策の更なる強化を図るため、官民が連携し、経営層の参画の下、業種の垣根を超え、現下の安全に関わる事業環境の変化に対する認識を分析、共有するとともに、既存の取組の改善策及び新たに必要となる取組を検討し、企業における現場への普及を推進する。

## ダウンロード可能です

「意図的なルール違反・ヒューマンエラー」を  
リスクアセスメントに反映させる手法について

手引書

「製造業安全対策官民協議会・  
向殿 SWG (サブワーキンググループ)」

リスクアセスメントに取り組んでいるものの、なかなか「意図的なルー

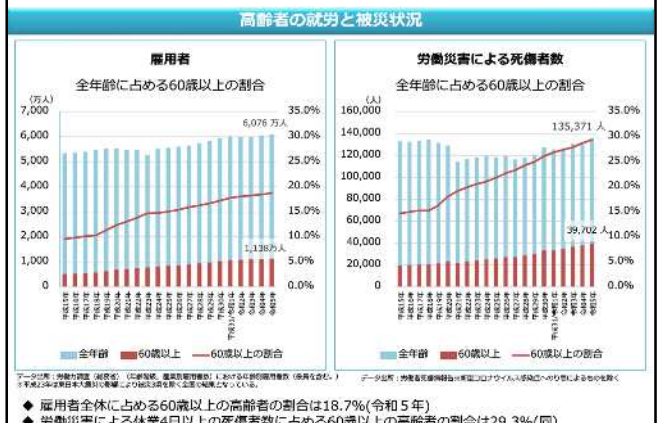
## 林業の労働災害防止対策

- ➡ ア チェーンソーを用いた伐木  
及び造材作業における保護  
具、保護衣等の着用並びに  
適切な作業方法の実施
- ➡ イ 木材伐出機械等を使用する  
作業における安全の確保

## (3) 業種横断的な労働災害防止対策(中項目)

- ➡ 労働者の作業行動に起因する労働  
災害防止対策
- ➡ 高齢労働者、外国人労働者等に  
対する労働災害防止対策
- ➡ 交通労働災害防止対策
- ➡ 熱中症予防対策  
(STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)
- ➡ 業務請負等他者に作業を行わせる  
場合の対策

## 令和5年 高齢労働者の労働災害発生状況 (令和6年5月27日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)



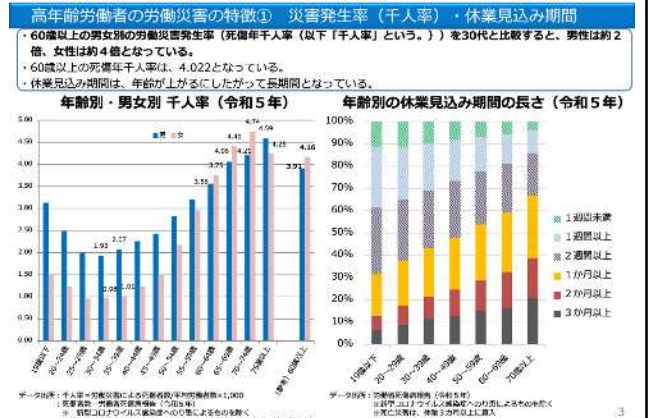
## 令和5年 高齢労働者の労働災害発生状況 (令和6年5月27日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

高齢者の就労と被災状況

雇用者全体に占める60歳以上の  
高齢者の占める割合は18.7%  
(令和5年)

労働災害による休業4日以上  
の死傷者数に占める60歳以上の  
高齢者の占める割合は29.3%  
(同)

## 令和5年 高齢労働者の労働災害発生状況 (令和6年5月27日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)



### 令和5年 高齢労働者の労働災害発生状況

(令和6年5月27日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

高齢労働者の労働災害の特徴① 災害発生率(千人率)・休業見込み期間

・60歳以上の男女別の労働災害発生率(死傷年千人率(以下「千人率」という。))を30代と比較すると、男性は約2倍、女性

60歳以上の男女別の労働災害発生率(死傷年千人率(以下「千人率」という。))を30代と比較すると、男性は約2倍、女性

休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって長期間となっている。

### 令和5年 高齢労働者の労働災害発生状況

(令和6年5月27日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

高齢労働者の労働災害の特徴① 災害発生率(千人率)・休業見込み期間

・60歳以上の男女別の労働災害発生率(死傷年千人率(以下「千人率」という。))を30代と比較すると、男性は約2

年千人率は、1年間の労働者1,000人あたりに発生した死傷者数の割合を示すもの

$$\text{年千人率} = \frac{\text{1年間の死傷者数}}{\text{1年間の平均労働者数}} \times 1,000$$

### 令和5年 高齢労働者の労働災害発生状況

(令和6年5月27日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

高齢労働者の労働災害の特徴② 年齢階層別・男女別の傾向(事故の型別の分析)

・「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に、年齢や性別により労働災害発生率(千人率)が大きく異なる。

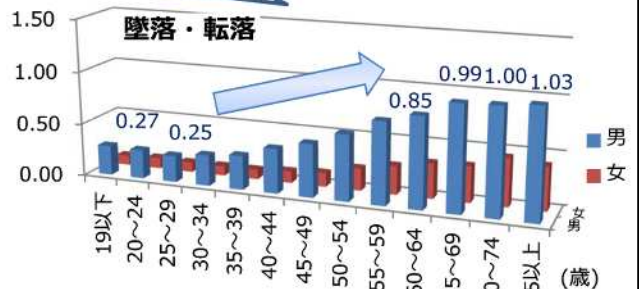
事故の型別・年齢階層別・男女別の千人率(令和5年)



### 令和5年 高齢労働者の労働災害発生状況

(令和6年5月27日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

男性の場合、60歳以上(平均0.93)は20代平均(0.26)の約3.6倍



### 令和5年 高齢労働者の労働災害発生状況

(令和6年5月27日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

女性の場合、60歳以上(平均2.41)は20代(平均0.16)の約15.1倍



### 令和5年 高齢労働者の労働災害発生状況

(令和6年5月27日 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課)

女性の場合、60歳以上(平均2.41)は20代(平均0.16)の約15.1倍

「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に、年齢や性別により労働災害発生率(千人率)が大きく異なる。

## 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策(1/2)

- ➡ ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- ➡ イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ➡ ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

## お手元の資料です

転倒などによる労働災害を防止するため

「転倒等リスク評価セルフチェック票」  
を活用しましょう！

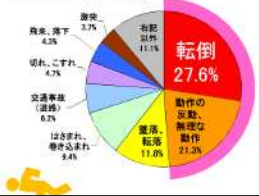
「労働者の作業行動に起因する労働災害」が増加

さいたま労働基準監督署の管内では、「転倒」や「動作の反動、無理な動作」による労働災害が多く発生しています。

新型コロナウイルス感染症に係る労働災害を除くと、令和5年に発生した休業4日以上の労働災害は1,708件です。そのうち「転倒」による災害は471件、「動作の反動、無理な動作」による災害は363件発生しており、この2種で全体の48.8%を占めています。

このような「労働者の作業行動に起因する労働災害」を防止するための取組みを行うことが重要となっています。

(事故の型別の割合)



## お手元の資料の3ページです

転倒等リスク評価セルフチェック票

① 2ステップテスト (歩行能力・筋力)  
あなたの結果は  cm /  cm (身長) =   
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
結果/身長	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
	~1.30	~1.46	~1.65		

② 座位ステップテスト (敏捷性)  
あなたの結果は  回 / 20秒  
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	29	44	48~
	~28	~43	~47		

③ ファンクショナルリーチ (動的バランス)  
あなたの結果は  cm  
下の評価表に当てはめると → 評価

厚生労働省 長崎労働局

転倒等リスク評価セルフチェック票

事業者の皆様へ!

- ★ マニュアル【簡易版】 【全体版】 **心まずここをチェック** **注意**
- ★ 転倒等リスク評価セルフチェック票
- ★ 【集団分析用】転倒等リスク評価セルフチェック票

転倒等リスク評価セルフチェック票

※赤枠の箇所のみ入力ください。

① 【歩行能力・筋力】 ★ 2ステップテスト ★ ~歩行能力・筋力を測定~  
スタートラインから最大2歩目のつま先までの距離をcm単位で測定します。(mmは四捨五入) 2回測定し、長いほうの測定距離を記録してください。(赤枠には測定距離のみ入力ください。自動計算されます。)

2ステップテスト1回目 ⇒  CM

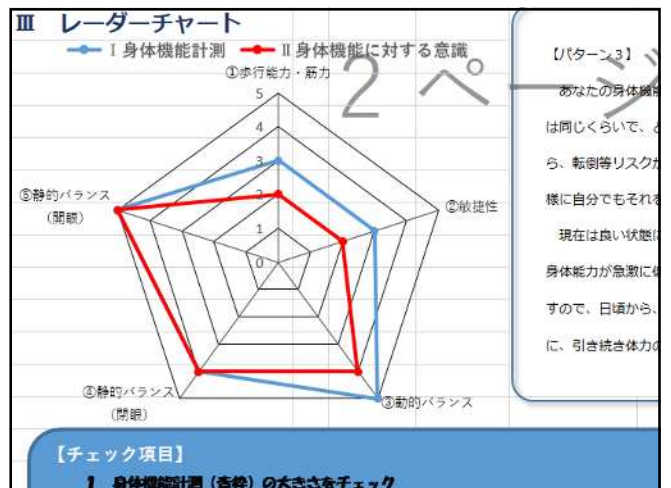
2ステップテスト2回目 ⇒  CM

評価

② 【敏捷性】 ★ 座位ステップテスト ★ ~素早く足を動かせるか~  
背もたれがある回転しない椅子に座り、足元に30cm幅のラインを引く。その内側を足置き、「ラインの外側⇒内側」が1回とカウントして20秒間で何回足を動かせるかを測定します。

座位ステップテスト ⇒  回/20秒

評価



## 労働者の作業行動に起因する 労働災害防止対策(2/2)

- ➡エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- ➡オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- ➡カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

## 職場における腰痛予防対策指針

(平成25年6月18日付け基発0618第1号)

### 一般的な腰痛の予防対策

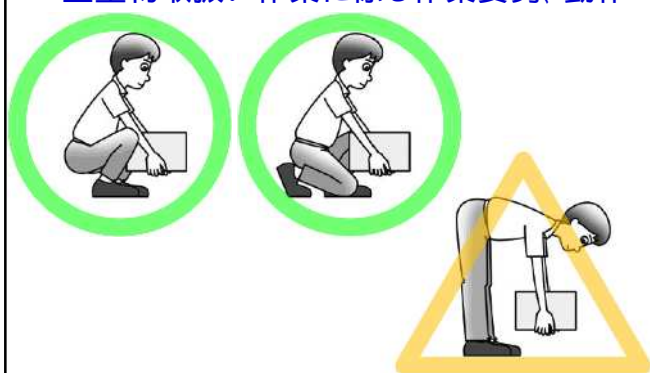
- 1 作業管理
- 2 作業環境管理
- 3 健康管理
- 4 労働衛生教育等
- 5 リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステム

### 腰痛の発生が比較的多い作業における予防対策

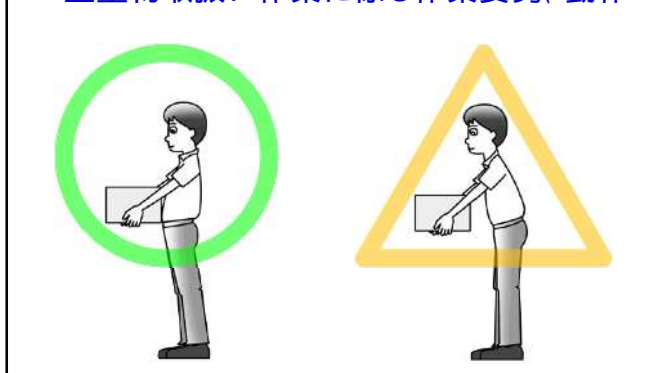
- 1 重量物取扱い作業
- 2 立ち作業
- 3 座り作業
- 4 福祉・医療分野等における介護・看護作業
- 5 車両運転等の作業



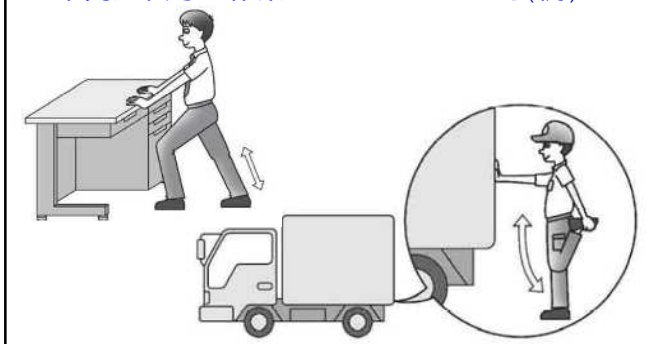
### 職場における腰痛予防対策指針の解説から 重量物取扱い作業に係る作業姿勢、動作



### 職場における腰痛予防対策指針の解説から 重量物取扱い作業に係る作業姿勢、動作

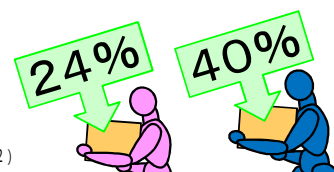


### 職場における腰痛予防対策指針の参考から 「事務作業スペースでのストレッチング」(例)、 「車両運転等の作業でのストレッチング」(例)



### 人力による重量物の取扱い

満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね**40%以下**となるように努めること。  
満18歳以上の女子労働者では、さらに男性が取り扱うことのできる重量の**60%位まで**とすること。



職場における腰痛予防対策指針  
「作業態様別の対策」の 2の(2)



## 女性労働基準規則及び年少者労働基準規則に基づく重量の制限

性別	年齢	断続 <sup>作業の場合</sup>	継続 <sup>作業の場合</sup>
女性	満16歳未満	12kg未満	8kg未満
	満16歳以上 満18歳未満	25kg未満	15kg未満
	満18歳以上	30kg未満	20kg未満
男性	満16歳未満	15kg未満	10kg未満
	満16歳以上 満18歳未満	30kg未満	20kg未満

## 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ➡ ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施
- ➡ イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ➡ ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

## 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)

- 1 安全衛生管理体制の確立等
- 2 職場環境の改善
- 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 5 安全衛生教育

## 1 安全衛生管理体制の確立等

- (1) 経営トップによる方針表明及び体制整備
- (2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

## 2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入  
(主としてハード面の対策)
- (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理  
(主としてソフト面の対策)

## 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
- (2) 体力の状況の把握
- (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

## 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

## 5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- (2) 管理監督者等に対する教育

### お手元の資料です

#### エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



- 1 安全衛生管理体制の確立**
  - 経営トップによる方針表明と体制整備  
経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
  - 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施  
高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。
- 2 職場環境の改善**
  - 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）  
身体機能の低下による労働災害を防止するため床反り、段差、装置等の改善を行います。
  - 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）  
短気性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

### ダウンロードしてご活用ください

中小企業事業者の皆さまへ 令和6年度（2024年度）版

#### 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

■ 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険に加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施していること</li> <li>役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること</li> <li>高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用していること</li> <li>対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上事業を実施している事業場</li> <li>労働者の転倒防止や腰痛予防の「事業所カルテや健康スコアリン</li> </ul>

### マンガでわかる働く人の安全と健康（教育用教材）

厚生労働省では、働く人の安全と健康において、初めて学ぶ方向けに読解型教材（マンガ教材）を作成しています。外国人労働者等に対して適切な安全衛生教育が実施されるよう、14言語（一部11言語）（日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語（フィリピン）、クメール語（カンボジア）、インドネシア語、タイ語、ミヤンマー語、ネパール語、モンゴル語（スペイン語、ポルトガル語、韓国語））に対応した巻頭・作業・危険有害要因（7種類）と家族共通（1種類）の教材を用意していますので、事業場における安全衛生教育にぜひご活用ください。（平成31年度委託研究「安全衛生教育教材の作成」・令和2年度委託研究「外国人労働者に対する安全衛生教育教材の作成」）

- 共通教材
- 労働者
- 中小企業事業者
- 製造業（鉄鋼・非金属、半導体・精密機器、食品・化学・医薬品製造業等）
- 自動車・建設業
- 宿泊業
- 飲食・食品関連業
- 教育業
- 路上清掃従事者
- マネージャー
- コンビニ・百貨店・小売業
- 建設・土木業
- 製造業
- 小売業
- 介護業
- 製造業（電気機械器具、機械）
- 介護業
- 生コンクリート製造業
- 建設業
- 建設業
- 建設業
- 建設業
- 建設業
- 建設業
- 建設業
- 建設業

共通教材

### ダウンロードしてご活用ください



## 交通労働災害防止対策

- ➡ ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- ➡ イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ➡ ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- ➡ エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

## 熱中症予防対策(STOP! 熱中症クールワークキャンペーン)

- ➡ ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- ➡ イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- 新 ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

## 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ➡ ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- ➡ イ その他請負人等が上記(1)～(3)に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

## ダウンロード可能です

事業者・一人親方の皆さまへ

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等の保護措置が義務付けられます!

2023年4月より

1 作業の喫



## お手元の資料です

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置(※)を実施することが事業者者に義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所における危険性に対するもの(退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、最大積荷の作業禁止)について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

### 法令改正等の主な内容

- 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人(一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、整備員など、契約関係は問わ

## ダウンロード可能です

個人事業者等の皆さま、個人事業者等に仕事を注文する皆さまへ

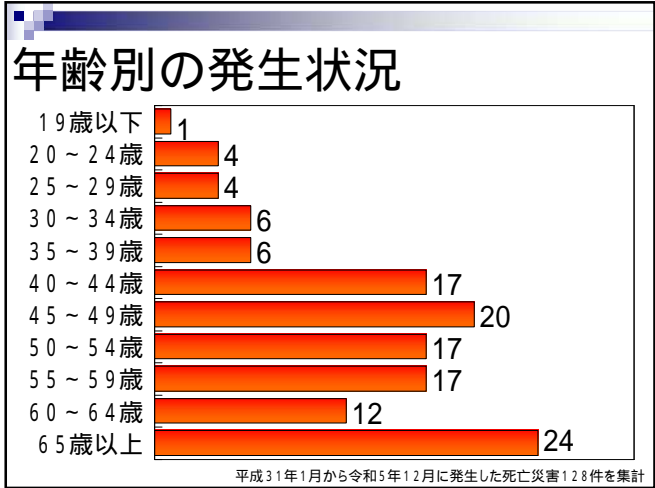
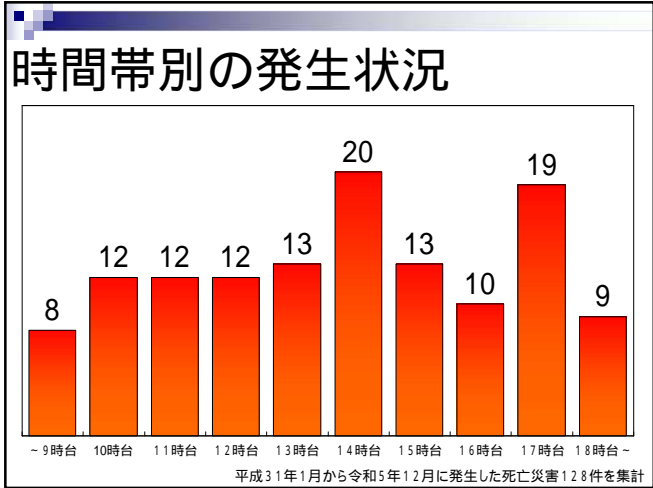
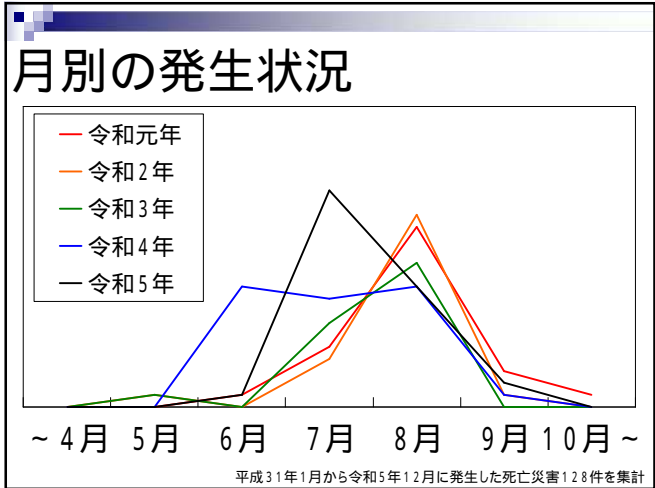
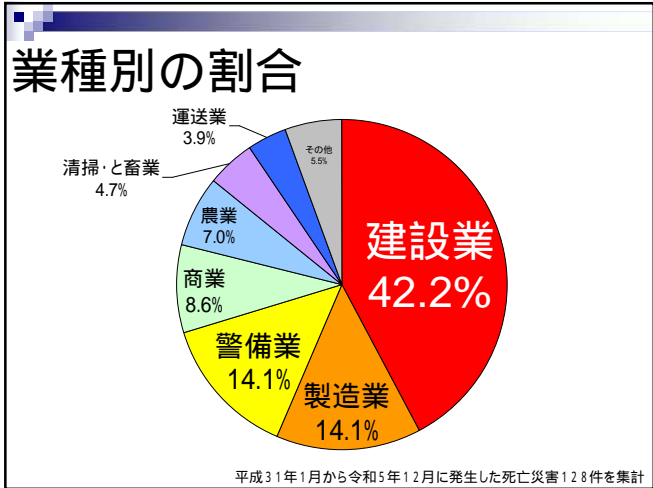
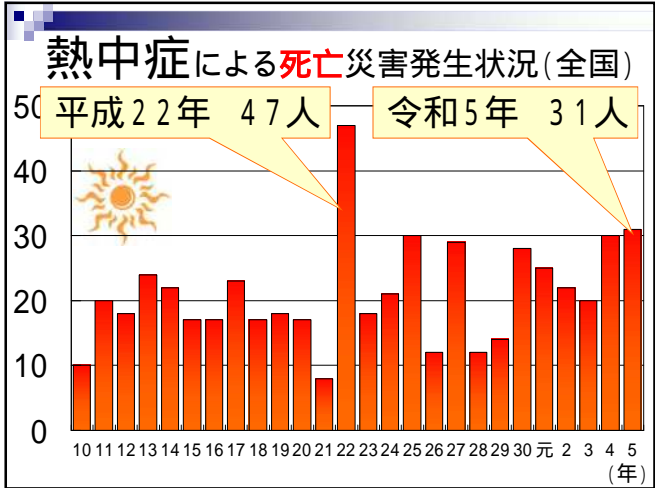
## 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定しました

このパンフレットでは「ガイドラインの基本的な考え方」、個人事業者等の皆さまに「自身で実施していただきたい事項」、注文者等の皆さまが「注文者等として実施していただきたい事項」などをまとめています。

このガイドラインは、個人事業者等※1は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等が健康に就業

# 職場における熱中症の発生状況

## 全国の場合



### 令和5年の死亡災害全体の概要(1/2)

総数は31件で、被災者は男性30名、女性1名であった。

発症時・緊急時の措置の確認・周知していたことを確認できなかった事例が28件あった。

暑さ指数(WBGT)の把握を確認できなかった事例が25件あった。

### 令和5年の死亡災害全体の概要(2/2)

熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例が18件あった。

糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事が明らかな事例は12件あった。

## 熱中症による死亡災害事例

### 5月中旬に埼玉県内で発生した熱中症による死亡災害事例

工場建屋の屋根上で、鋼板製の屋根葺き作業を行っていた被災者が熱中症で倒れ、8日後に死亡。

14時半頃、足元がふらついていた被災者に、監督者が休憩するよう指示、30分後に様子を見に行ったところ、声をかけても反応がなかったため、医療機関に搬送。

### 5月中旬に埼玉県内で発生した熱中症による死亡災害事例

被災者は、建設労働の経験は浅く、災害発生当日が作業初日であった。



## 5月中旬に埼玉県内で発生した 熱中症による死亡災害事例

災害発生当日の当該地域の気温等は、

最高気温	28.3
平均気温	20.1
最高相対湿度	99.8%
平均湿度	72.2%

であり、晴天であった。

災害発生時の屋根上の気温は、  
34～35 と推定。

# WBGT値 (暑さ指数)

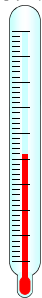
WBGT値(暑さ指数)とは  
**湿球黒球温度**

W e t - **湿球**  
B u l b **黒球**  
G l o b e  
T e m p e r a t u r e

WBGT値(暑さ指数)とは  
**乾球温度**  
(dry - bulb temperature)

周囲の通風を妨げない状態で、  
輻射(放射)熱による影響を受けないように球部を囲って測定された乾球温度計が示す値

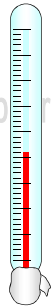
WBGT値(暑さ指数)とは  
**乾球温度**  
(dry - bulb temperature)



WBGT値(暑さ指数)とは  
**湿球温度**  
(wet - bulb temperature)

強制通風することなく、輻射(放射)熱を防ぐための球部の  
囲いをしない環境に置かれた濡れガーゼで覆った温度計が示す値

W B G T 値 (暑さ指数) とは  
**湿球温度**  
 (wet - bulb temperature)

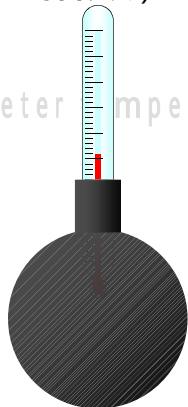


W B G T 値 (暑さ指数) とは  
**黒球温度**  
 (globe thermometer temperature)

次の特性を持つ中空黒球の中心に  
 位置する温度計の示す温度

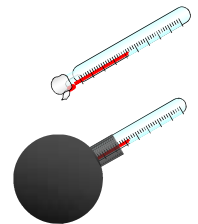
- 直径が150mmであること
- 平均放射率が0.95 (つや消し  
 黒色球) であること
- 厚さが出来るだけ薄いこと

W B G T 値 (暑さ指数) とは  
**黒球温度**  
 (globe thermometer temperature)



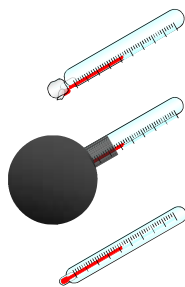
W B G T 値 (暑さ指数) とは  
**屋内の場合**

$$W B G T = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$



W B G T 値 (暑さ指数) とは  
**屋外の場合**

$$W B G T = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$



W B G T 値 (暑さ指数) とは  
**W B G T 測定装置**



# 熱中症の 応急手当

厚生労働省

字ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!  
職場における熱中症予防情報

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け  
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

職場における熱中症予防に用いる機器の適正な使用方法等図別事業

新着情報

- 2024.2.27 熱中症「応急手当」カードのダウンロード用紙をアップしました。
- 2024.2.27 熱中症「STOP」ポスターのダウンロード用紙をアップしました。
- 2024.2.27 熱中症「危険な状況と対策」ポスターのダウンロード用紙をアップしました。
- 2023.9.19 熱中症「危険な状況と対策」ポスターのダウンロード用紙をアップしました。
- 2023.9.18 熱中症「応急手当」カードのダウンロード用紙をアップしました。
- 2023.3.03 熱中症「応急手当」カードのダウンロード用紙をアップしました。

働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

動画で学ぶ

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け  
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

熱中症から命を守る

危険な状況と対策

予防法

取組例

熱中症から命を守る

危険な状況と対策

予防法

取組例

目次

- 01 熱中症から命を守る P4
- 02 危険な状況と対策 P12
- 03 予防法 P30
- 04 取組例 P47
- 05 熱中症の基礎知識 P56
- 06 事業主、安全・衛生管理担当者の方へ P63
- 07 まとめ P87

## 目次

<b>01 熱中症から命を守る</b> P4	<b>05 熱中症の基礎知識</b> P56
1. 職場で熱中症になった人	1. 熱中症の原因と発生しやすい職場の条件
2. いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え	2. 暑さ指数 (WBGT)
3. 熱中症の症状と重症度分類	3. 高齢者や持病がある作業員への配慮
4. 現場で作業員が倒れたときの「命を救う行動」と「あやまった行動」	4. STOP! 熱中症クールワークキャンペーン
5. 熱中症「応急手当」カード(携帯用)	5. 多言語リーフレット
<b>02 危険な状況と対策</b> P12	6. もっと詳しく知りたい方へ
1. 建設現場(屋外)編	<b>06 事業主、安全・衛生管理担当者の方へ</b> P63
2. 製造現場(屋内)編	1. 関係法令・関係指針・要綱
3. その他現場編	2. 補助金・助成金
<b>03 予防法</b> P30	3. 講習用スライド/スライドショー動画
1. 3つの注意点(前日/仕事前/仕事時)	<b>07 まとめ</b> P87
2. 暑熱順化(暑さに慣れる)	1. 熱中症の見分け方と応急手当
3. 休憩時間について	2. 予防には「暑熱順化」
4. 予防対策グッズの使用	3. 水分補給と休憩
<b>04 取組例</b> P47	4. 注意点

## あれっ、何かおかしい

手足がふる

吐き気

立ちくらみ・めまい

汗のかき方がおかしい  
汗が止まらない/汗がでない

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

解説

「手足がふる」「立ちくらみ・めまい」「吐き気」「汗が止まらない。逆に汗が出ない」といったことがあれば、熱中症の可能性があります。また「何となく体調が悪い」「すぐに疲れる」といった症状がみられることもあります。

## あの人、ちょっとヘン

イライラしている

呼びかけに応じない

フラフラしている

ボーッとしている

解説

他人から見てわかる症状もあります。周囲に「イライラしている」「フラフラしている」「呼びかけに応じない」「ボーッとしている」というような人は、熱中症の可能性があります。



**専門知識がないと、熱中症か判断できない**

**直ちに作業中止** ▶ **119番**

**解説** 熱中症が疑われる症状が見られたら、すぐに作業を中止して、119番してください。専門知識がないと、熱中症が判断できないからです。救急隊員なら応急処置ができます。病院に行けば、救急医が診察してくれるので安心です。

**4. 「命を救う行動」** 現場で作業員が倒れたときの **○** 対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったら...

① **すぐに119番**

② **救急車が到着するまで 作業着を脱がせ 水をかけ全身を 急速冷却** **次回参照**

③ **救急搬送 ▼ 生還**

**すぐに119番 ▶ 水をかけ、全身を『急速冷却』!**

**➡ 「水かけ」で急速冷却 (アスリートの世界では一般的)**

© JSPO (公益財団法人日本スポーツ協会)

【スポーツ活動中の熱中症予防】ch.5 身体冷却法 -応急処置編- 「水道水散布法」 2:46~参照  
<https://www.youtube.com/watch?v=q2FVArh4&t=6s>

**「あやまった行動」** 現場で作業員が倒れたときの **×** 対応

▶ 作業員の様子がおかしいと思ったが...

① 意識状態は悪かったが平熱だったので大丈夫だと判断

② クーラーをかけた車内で、ひとりで休ませたしばらくして様子を見に行くと意識がなく、高熱になっていた

③ **救急搬送 ▼ 心肺停止**

**大丈夫そうだったので「ひとり」で休ませた**

**STOP! 熱中症  
クールワークキャンペーン**

**お手元の資料です**

**STOP! 熱中症  
クールワークキャンペーン**

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。

準備 **キャンペーン期間** 4月 5月 6月 **7月** 8月 9月 **重点取組**

**準備期間 (4月) にすべきこと**  
 きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

別冊の資料はキヤンペーン **フォーイ カンパ**  
 キャンペーン 実施要領

# STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

4月 5月 6月 7月 8月 9月

準備期間 重点取組期間

## お手元の資料の裏面です

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

**STEP 1 暑さ指数の把握と評価**

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

**STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意

## 労働安全衛生関係の 一部の事務の 電子申請義務化

## 以下の手続の電子申請が原則義務化

- 定期健康診断結果報告書
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- 有機溶剤等健康診断結果報告書
- じん肺健康管理実施状況報告
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- 労働者死傷病報告

## 労働者死傷病報告の報告事項 等の変更

休業4日未満の報告について  
休業4日以上との報告と同じ報告  
事項に

## 労働者死傷病報告の報告事項の案

(令和5年5月16日)第154回労働政策審議会安全衛生分科会の資料の一部

### 労働者死傷病報告 報告事項

入力項目のイメージ

修正内容

- (1) 電子申請の取組義務化
- (2) 報告内容の改正
  - ア 事業の種類の改正  
労働者の健康診断（日本標準産業分類の分類コード4桁）で入力できるように改正
  - イ 職種等の改正  
労働者の日本標準職業分類の分類コード3桁で入力できるように改正
  - ウ 実態調査状況及び関係の職のチェック項目  
労働者（学生・研修生）及び関係の職（パート・アルバイト）に当てはまるように改正
    - ① どのような業務で  
従事しているか（例：製造業、建設業、化学工業、化学工業以外の化学工業、化学工業以外の化学工業）
    - ② どのような不安定な労働形態があるか（例：パートタイム労働者、アルバイト労働者、派遣労働者、嘱託労働者、嘱託労働者、嘱託労働者）
- ※ 休業4日未満の報告については、従来、報告には含まれていなかった「労働者死傷病報告」、「労働者の健康診断」や「労働者健康診断」など、実態データの異なる運用に当たって必要な事項を報告事項に

入力画面のイメージ

「事業の種類」欄を日本標準産業分類の分類コード4桁で入力できるように修正

「職種」欄を日本標準職業分類の分類コード3桁で入力できるように修正

「災害発生状況及び原因」欄を以下の～に沿って入力できるように修正

- どのような場所で
- どのような作業をしているときに
- どのような物又は環境に (化学物質による被災の場合、化学物質の名称を記載すること)
- どのような不安全な又は有害な状態があって (保護具を着用していなかった等を記載すること)
- どのような災害が発生したか

**施行期日 令和7年1月1日**

当分の間は、書面による報告が可能です。

ただし、**労働者死傷病報告**は報告事項が変更されるため、従来の報告様式の第23号及び第24号は**使用できなくなります**。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

帳票作成メニューへ (電子申請を利用しない方はこちら)

帳票作成メニューへ (電子申請を利用する方はこちら)

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスとは?

「e-Gov電子申請」のほか「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から電子申請が可能に

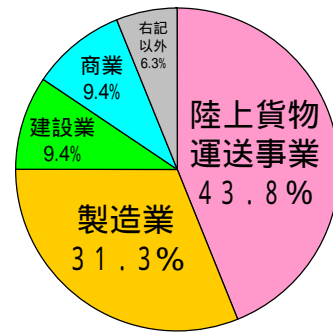
労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスとは?

フォークリフトによる労働災害の防止

# フォークリフトに係る 死亡災害の発生状況

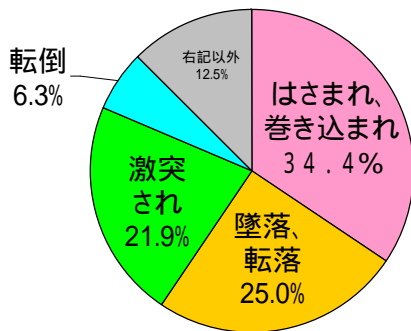
埼玉労働局管内の状況

## 業種別の割合



平成16年1月1日以降に埼玉県内で発生したフォークリフトを起因物とする死亡災害32件を集計

## 事故の型別の割合



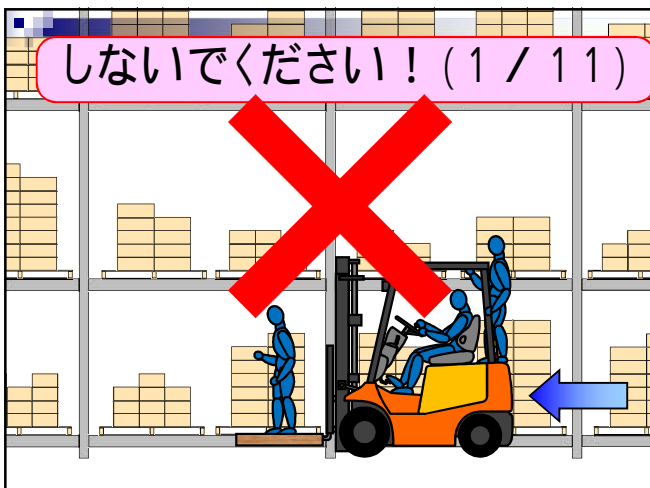
平成16年1月1日以降に埼玉県内で発生したフォークリフトを起因物とする死亡災害32件を集計

## フォークリフトに係る 災害事例、関係法令



実際の災害発生状況とは異なる部分があります。一部の規定についてのみご説明いたします。

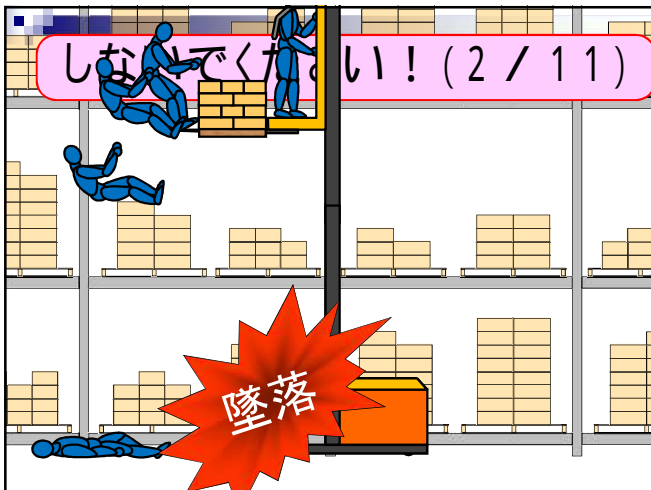
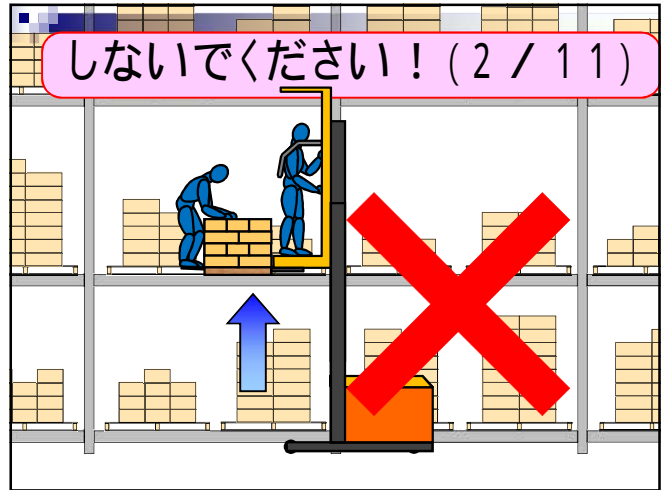
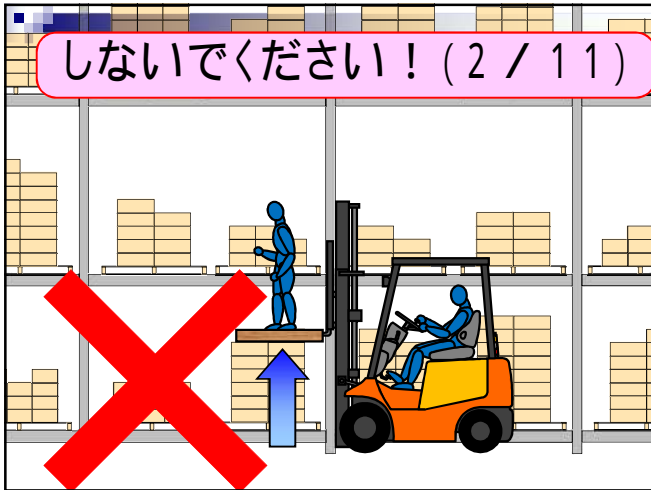
しないでください！(1/11)



### ( 搭乗の制限 )

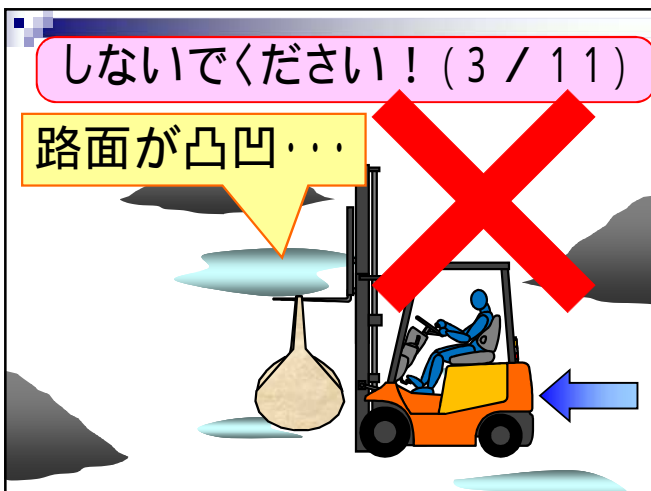
#### 労働安全衛生規則 第151条の13

事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、**乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。**ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。



(主たる用途以外の使用の制限)  
 労働安全衛生規則 第151条の14

事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。



(作業計画)

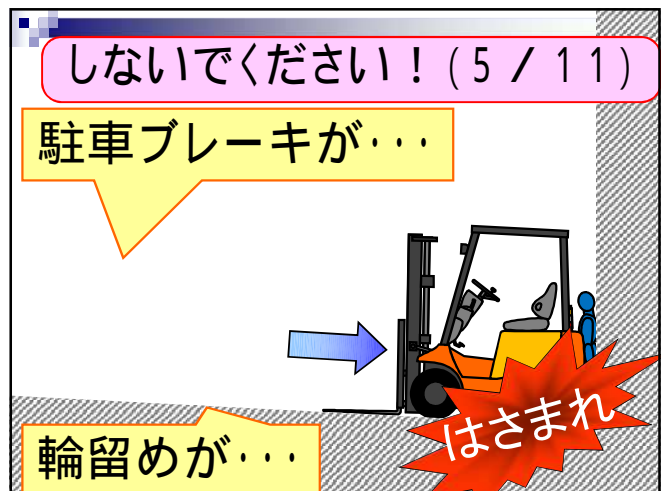
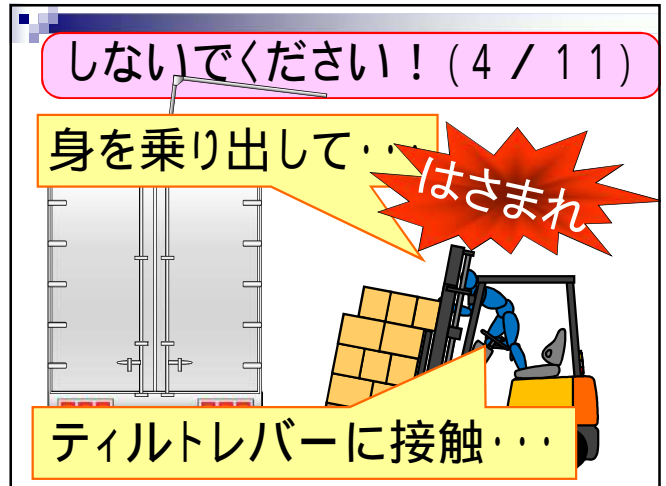
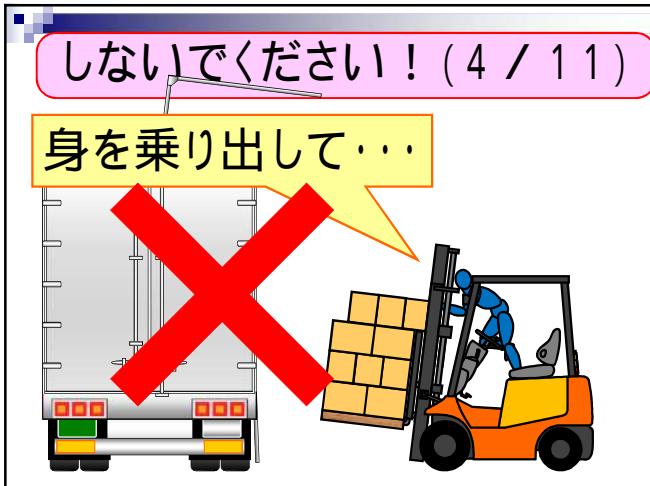
労働安全衛生規則 第151条の3

第1項 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業(不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第151条の7までにおいて同じ。)を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る**場所の広さ及び地形**、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、**荷の種類及び形状等**に適應する**作業計画を定め**、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。(第2項及び第3項 略)

(制限速度)

労働安全衛生規則 第151条の5

第1項 事業者は、車両系荷役運搬機械等(最高速度が毎時10キロメートル以下のものを除く。)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る**場所の地形、地盤の状態等**に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な**制限速度を定め**、それにより作業を行わなければならない。(第2項 略)



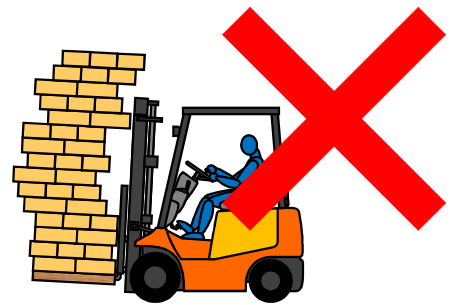
(運転位置から離れる場合の措置)

労働安全衛生規則 第151条の11

第1項 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 1 フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。
- 2 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の**逸走を防止する措置**を講ずること。(第2項 略)

しないでください!(6/11)



(荷の積載)

労働安全衛生規則 第151条の10

事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 1 **偏荷重が生じないように**積載すること。

(第2号 略)

(使用の制限)

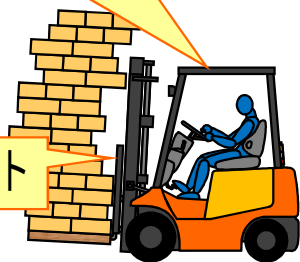
労働安全衛生規則 第151条の20

事業者は、フォークリフトについては、許容荷重(フォークリフトの構造及び材料並びにフォーク等(フォーク、ラム等荷を積載する装置をいう。)に積載する荷の重心位置に応じ負荷させることができる最大の荷重をいう。)その他の**能力を超えて使用してはならない。**

しないでください!(6/11)

ヘッドガード

バックレスト



(ヘッドガード)

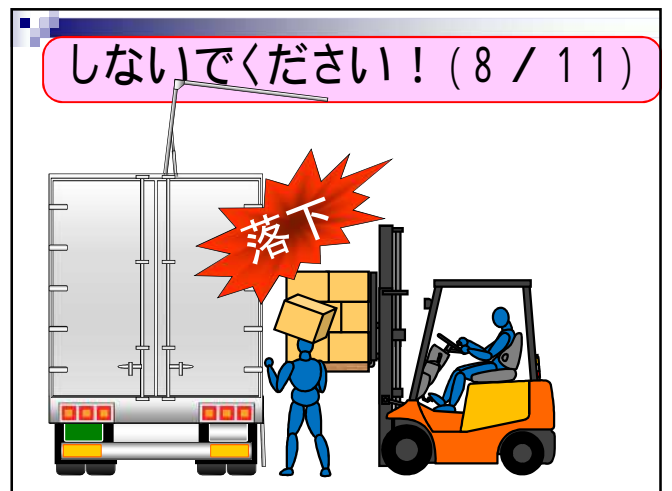
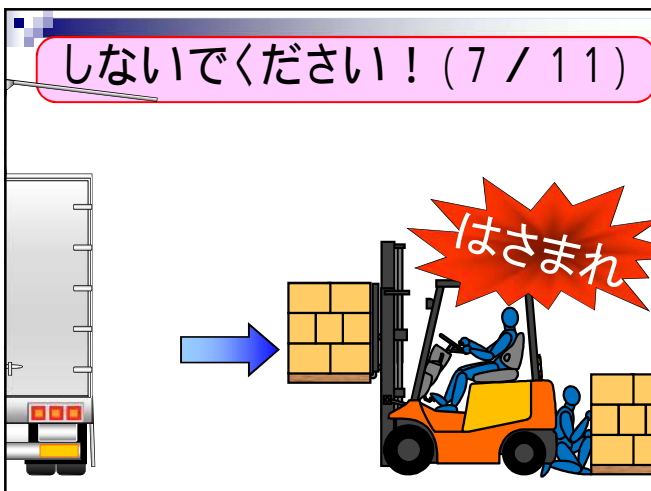
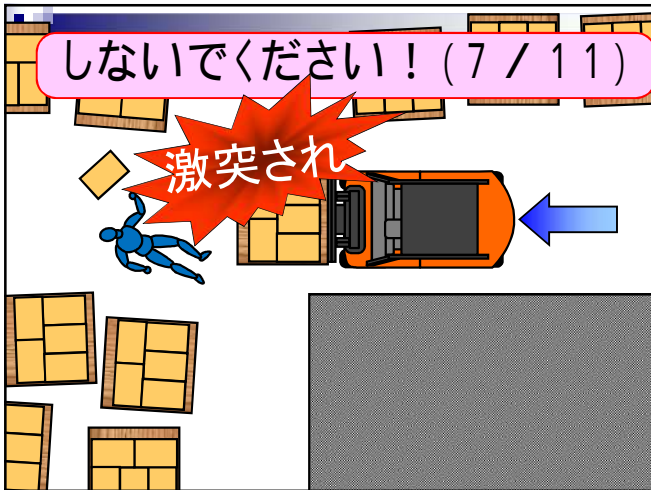
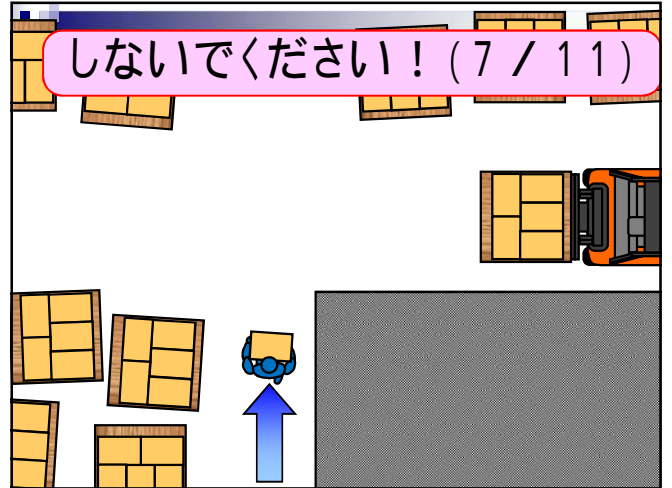
労働安全衛生規則 第151条の17

事業者は、フォークリフトについては、次に定めるところに適合する**ヘッドガード**を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、荷の落下によりフォークリフトの運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。(第1号から第4号 略)

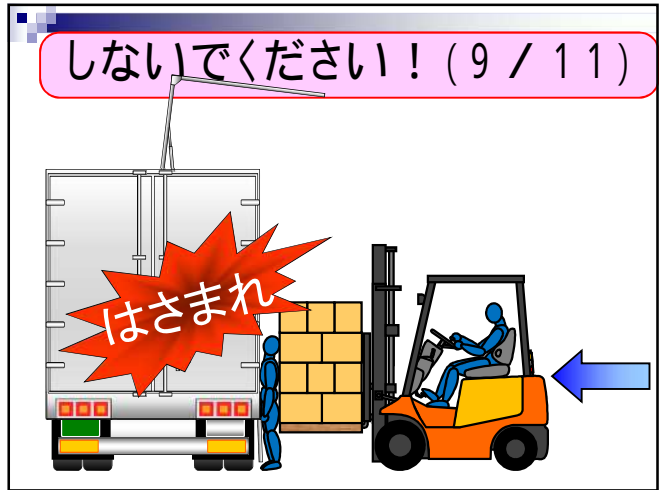
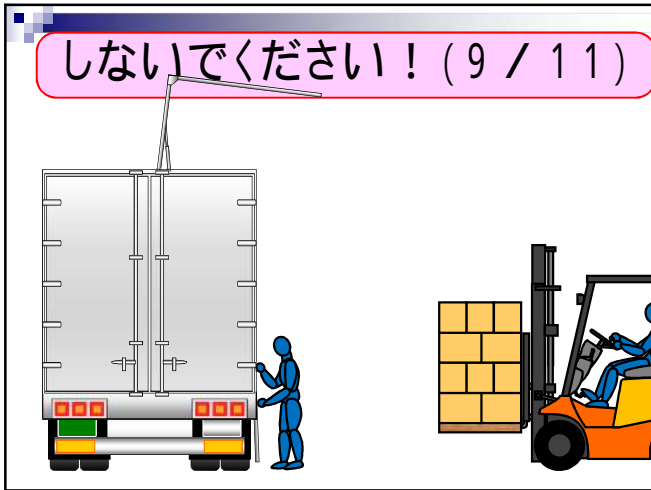
(バックレスト)

労働安全衛生規則 第151条の18

事業者は、フォークリフトについては、**バックレスト**を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、マストの後方に荷が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。





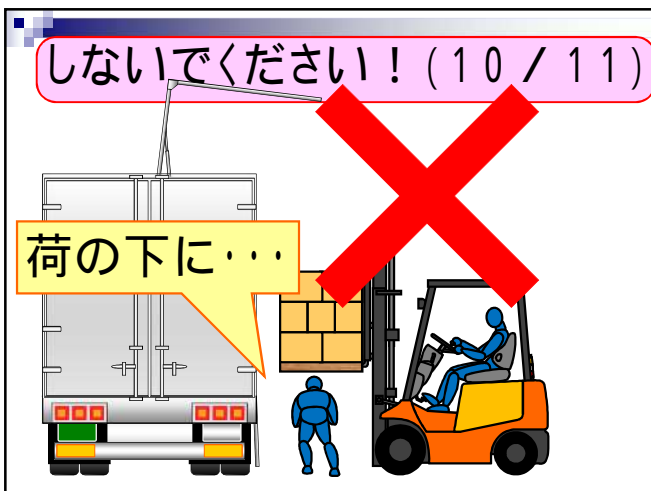


**(接触の防止)**  
**労働安全衛生規則 第151条の7**

事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に**接触**することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を**立ち入らせてはならない**。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。  
(第2項 略)

**(作業指揮者)**  
**労働安全衛生規則 第151条の4**

事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該**作業の指揮者を定め**、その者に前条第1項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

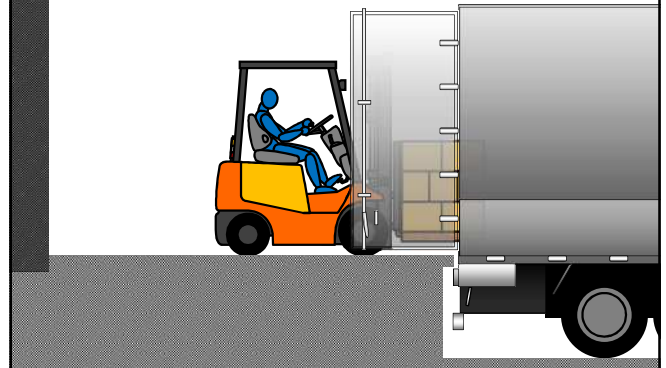


**(立入禁止)**

**労働安全衛生規則 第151条の9**

事業者は、車両系荷役運搬機械等(構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。)については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の**下**に労働者を**立ち入らせてはならない**。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。  
(第2項 略)

しないでください！ (11 / 11)



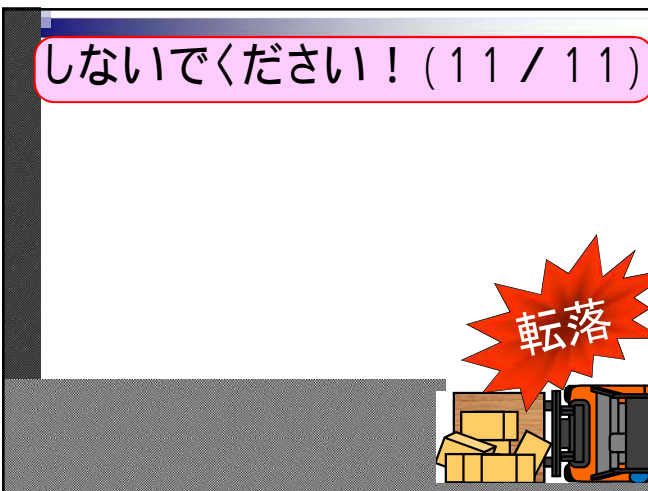
しないでください！ (11 / 11)



しないでください！ (11 / 11)



しないでください！ (11 / 11)



**(転落等の防止)**  
**労働安全衛生規則 第151条の6**

事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の**転倒又は転落**による労働者の危険を防止するため、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。  
(第2項及び第3項 略)

## フォークリフトの 運転資格、点検等



### フォークリフトの運転資格は

最大荷重 <b>1トン以上</b>	➔	<b>技能講習</b>
最大荷重 <b>1トン未満</b>	➔	<b>特別教育</b>

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上を走行させる運転を除く。

### フォークリフトの点検は

1年を超えない期間ごとに1回、 <b>定期に</b>	<b>特定自主検査</b>
1月を超えない期間ごとに1回、 <b>定期に</b>	<b>定期自主検査</b>
その <b>日</b> の作業を開始する前に	<b>作業開始前点検</b>

### フォークリフトの点検は

**特定自主検査の実施は…**

使用する労働者であって、労働安全衛生規則で定める資格を有する者

国の登録を受けた**検査業者**

### 点検の実施後は

**特定自主検査、定期自主検査、作業開始前点検**を実施し、異常を認めるときは…

➔

直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

### 点検の実施後は

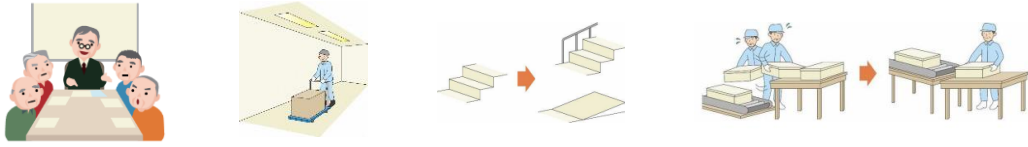
**特定自主検査、定期自主検査**を行ったときは、その結果等を記録し、3年間保存を

**特定自主検査**を行ったときは、フォークリフトの見やすい箇所に、「**検査標章**」の貼り付けを

# エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



## 働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



### 1 安全衛生管理体制の確立

#### ● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

#### ● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

### 2 職場環境の改善

#### ● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

#### ● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

#### ● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

#### ● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

#### ● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・ 基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・ 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

#### ● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

### 5 安全衛生教育

#### ● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

## エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

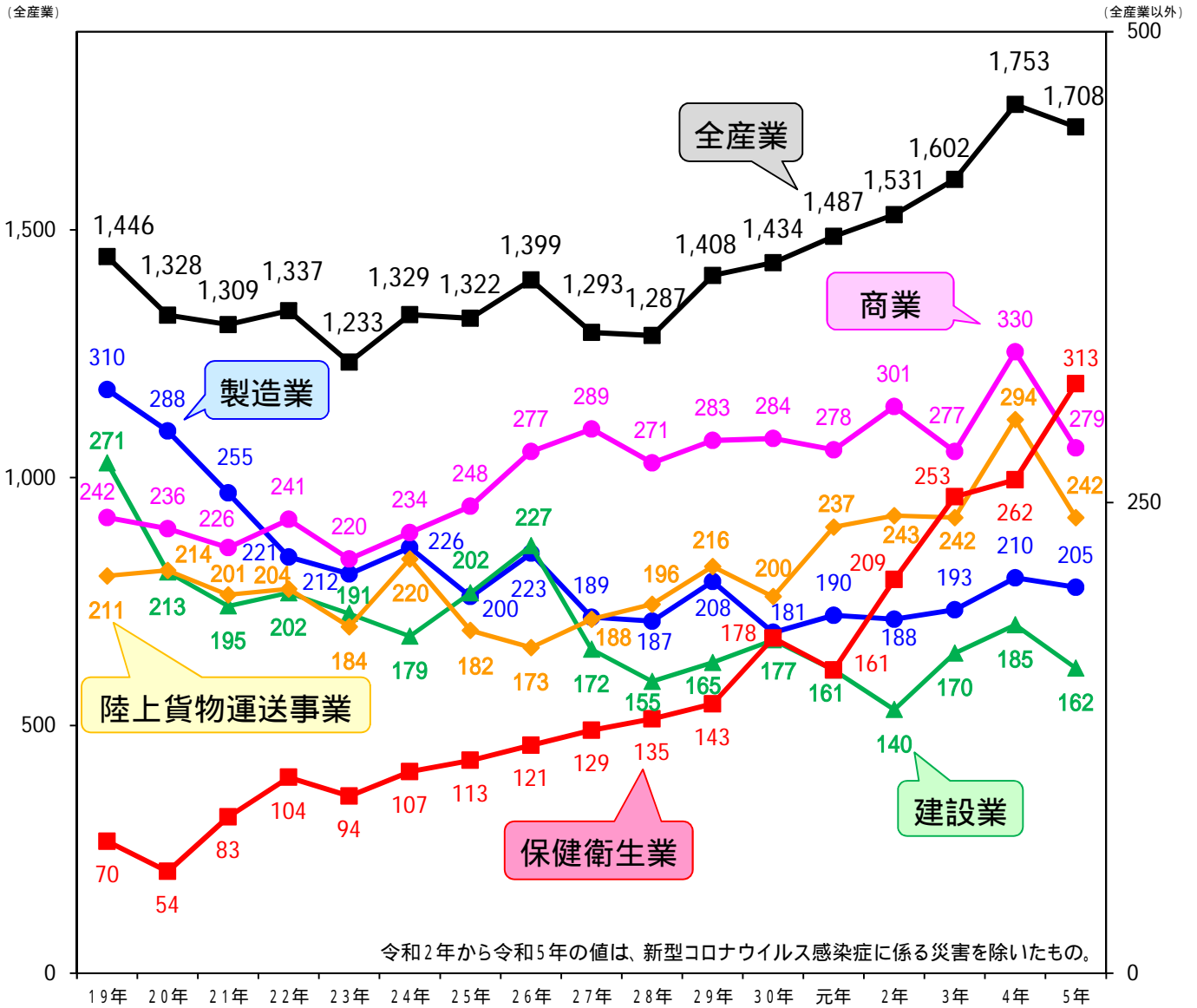
エイジフレンドリー  
補助金



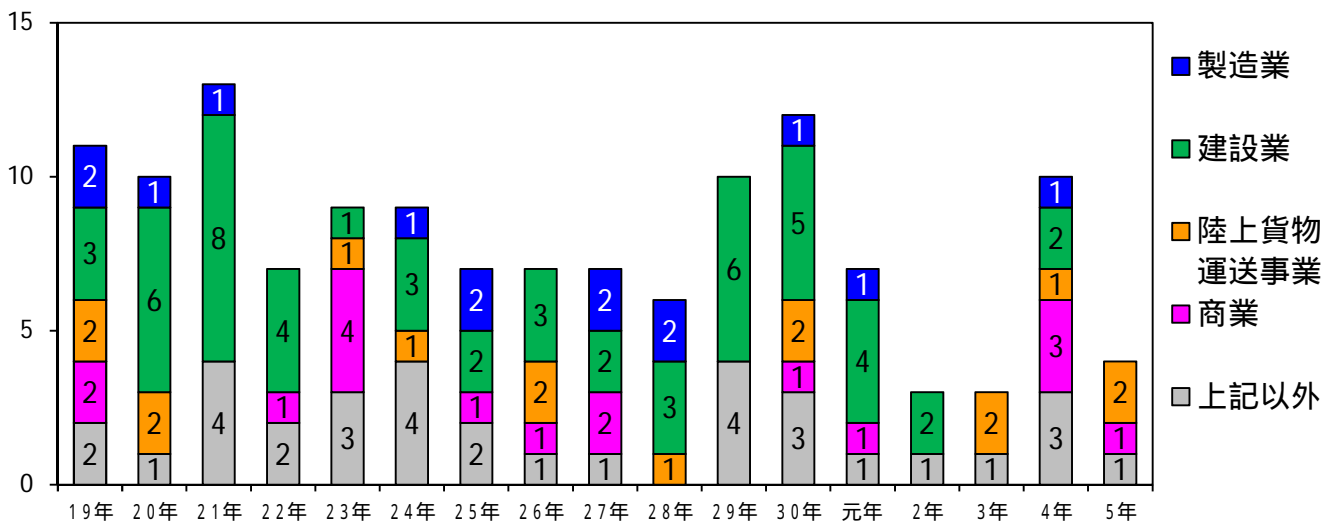
# 労働災害の現状

さいたま労働基準監督署

## 業種別の死傷者数の推移



## 業種別の死亡者数の推移





転倒などによる労働災害を防止するため

# 「転倒等リスク評価セルフチェック票」

を活用しましょう！

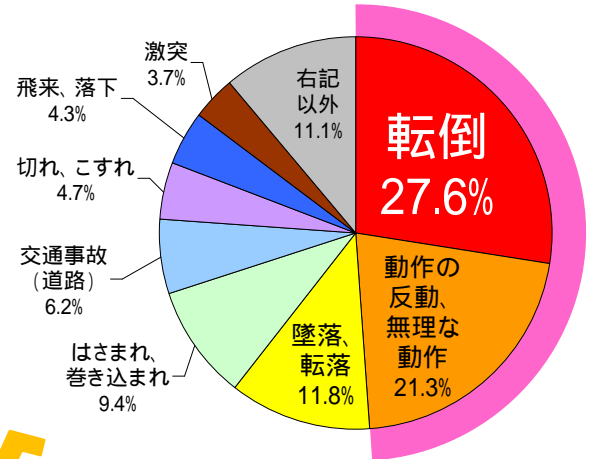
## 「労働者の作業行動に起因する労働災害」が増加

さいたま労働基準監督署の管内では、「転倒」や「動作の反動、無理な動作」による労働災害が多く発生しています。

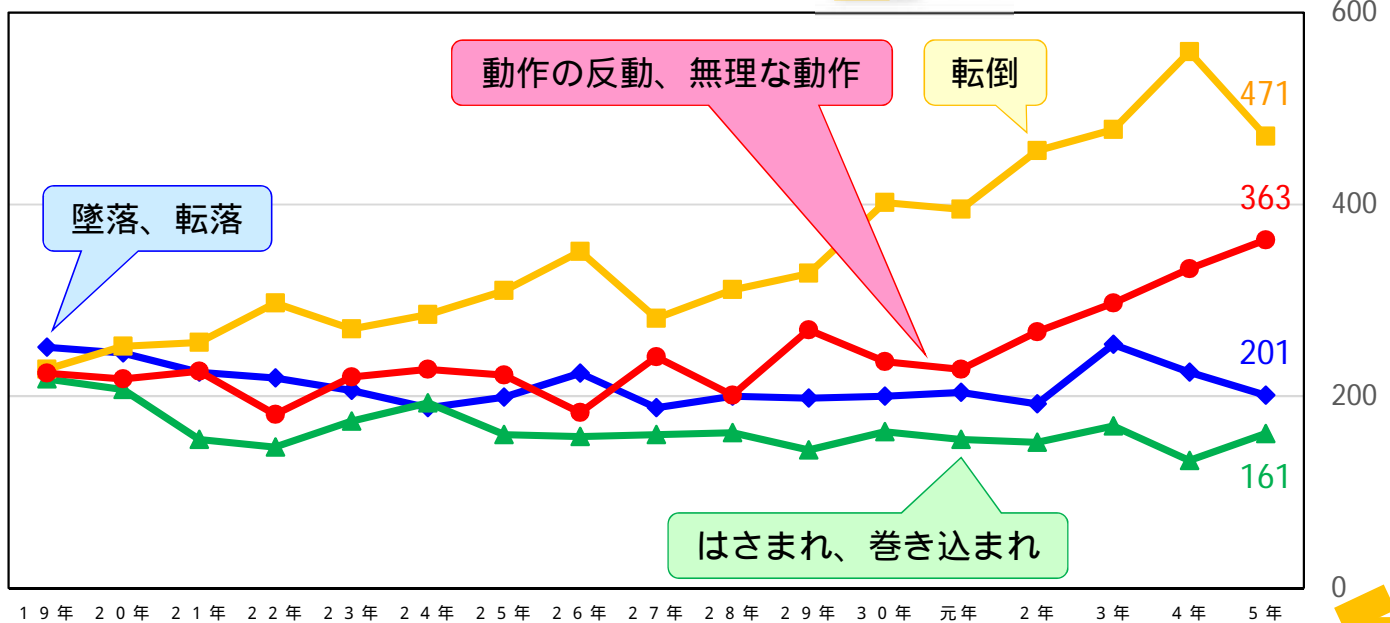
新型コロナウイルス感染症に係る労働災害を除くと、令和5年に発生した休業4日以上労働災害は1,708件です。そのうち「転倒」による災害は471件、「動作の反動、無理な動作」による災害は363件発生しており、この2種で全体の48.8%を占めています。

このような「労働者の作業行動に起因する労働災害」を防止するための取組みを行うことが重要となっています。

(事故の型別の割合)



(主要な事故の型別の死傷者数の推移)



## 「転倒等リスク評価セルフチェック票」とは

「転倒等リスク評価セルフチェック票」は、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に添付されたもので、実際に計測した身体機能と身体機能に対する意識の数値化等を行い、自らの転倒等のリスクを認識することが可能なものとなっています。

「転倒」等による労働災害防止の取組みの一つとして、皆さまの事業場でもご活用いただきますようお願いいたします。



さいたま労働基準監督署 TEL 048-600-4820 (安全衛生課)

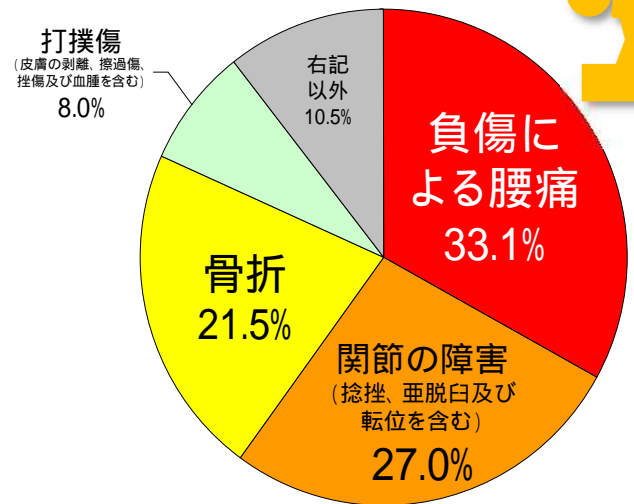
## 「動作の反動、無理な動作」による腰痛が多発

さいたま労働基準監督署の管内では「負傷による腰痛」が多く発生しています。

傷病性質別に見ると、令和5年に発生した「動作の反動、無理な動作」による労働災害363件のうち、120件が「負傷による腰痛」であり、約3割を占めています。

また、令和5年には「負傷による腰痛」と「負傷に起因しない腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛」が合わせて127件発生しています。

（「動作の反動、無理な動作」による災害の傷病性質別の割合）



## 腰痛による労働災害の例

業種	年代	発生状況
保健衛生業	50代	入居者の車椅子への移乗介助を行っていたとき、腰を痛めた。 (休業見込み3ヶ月)
商業	20代	缶ビールのケースを移動させるため、持ち上げたとき、腰を痛めた。 (休業見込み2ヶ月)
製造業	30代	荷物を台車に載せる作業を行っていたとき、腰を痛めた。 (休業見込み2ヶ月)

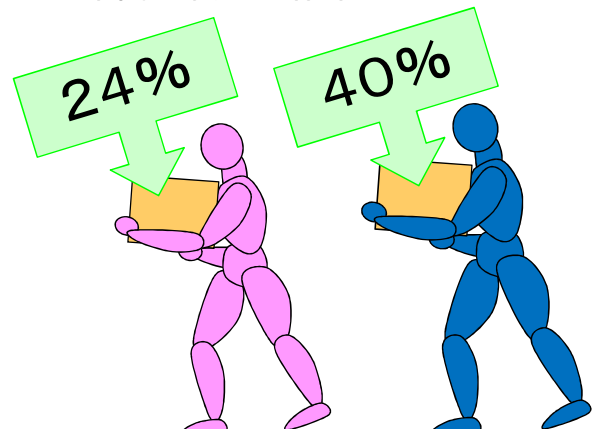
## 「職場における腰痛予防対策指針」をご活用ください

平成25年6月に改訂された「職場における腰痛予防対策指針」では、一般的な腰痛の予防対策について示しているほか、腰痛の発生が比較的多い次の5つの作業について、それぞれの予防対策を示しています。

重量物取扱い作業      立ち作業      座り作業  
 福祉・医療分野等における介護・看護作業      車両運転等の作業

上記では、人力による重量物の取扱いについて、次の事項等が示されています。

満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね40%以下となるように努めること。  
 満18歳以上の女子労働者では、さらに男性が取り扱うことのできる重量の60%（体重の24%）位までとすること。



厚生労働省のホームページには「腰痛予防対策」のページに、一般的な腰痛予防対策に関する好事例集、教材等が掲載されているほか、保健衛生業向け、陸上貨物運送事業向けのページが用意されています。

(令和6年4月作成)



## 転倒等リスク評価セルフチェック票

### I 身体機能計測結果

#### ① 2ステップテスト (歩行能力・筋力)

あなたの結果は  cm /  cm (身長) =

下の評価表に当てはめると →  評価

評価表	1	2	3	4	5
結果/ 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~



#### ② 座位ステッピングテスト (敏捷性)

あなたの結果は  回 / 20秒

下の評価表に当てはめると →  評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~



#### ③ ファンクショナルリーチ (動的バランス)

あなたの結果は  cm

下の評価表に当てはめると →  評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~



#### ④ 閉眼片足立ち (静的バランス)

あなたの結果は  秒

下の評価表に当てはめると →  評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

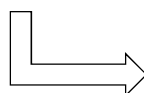


#### ⑤ 開眼片足立ち (静的バランス)

あなたの結果は  秒

下の評価表に当てはめると →  評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1 ~



身体機能計測の評価数字を  
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

## II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合算	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか		点	下記の評価表であなたの評価は	① 歩行能力 筋力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか				
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方 と思いますか		点	下記の評価表であなたの評価は	② 敏捷性
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出るとおもいますか				
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができると 思いますか		点	下記の評価表であなたの評価は	③ 動的バラン ス
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行で簡単に歩くことができるとおもいますか				
7. 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信が ありますか				④ 静的バラン ス（閉眼）
8. 電車に乗って、つり革につかまらずどのくらい立っていられると思 いますか		点	下記の評価表であなたの評価は	⑤ 静的バラン ス（開眼）
9. 目を開けて片足でどのくらい立つ自信が ありますか				

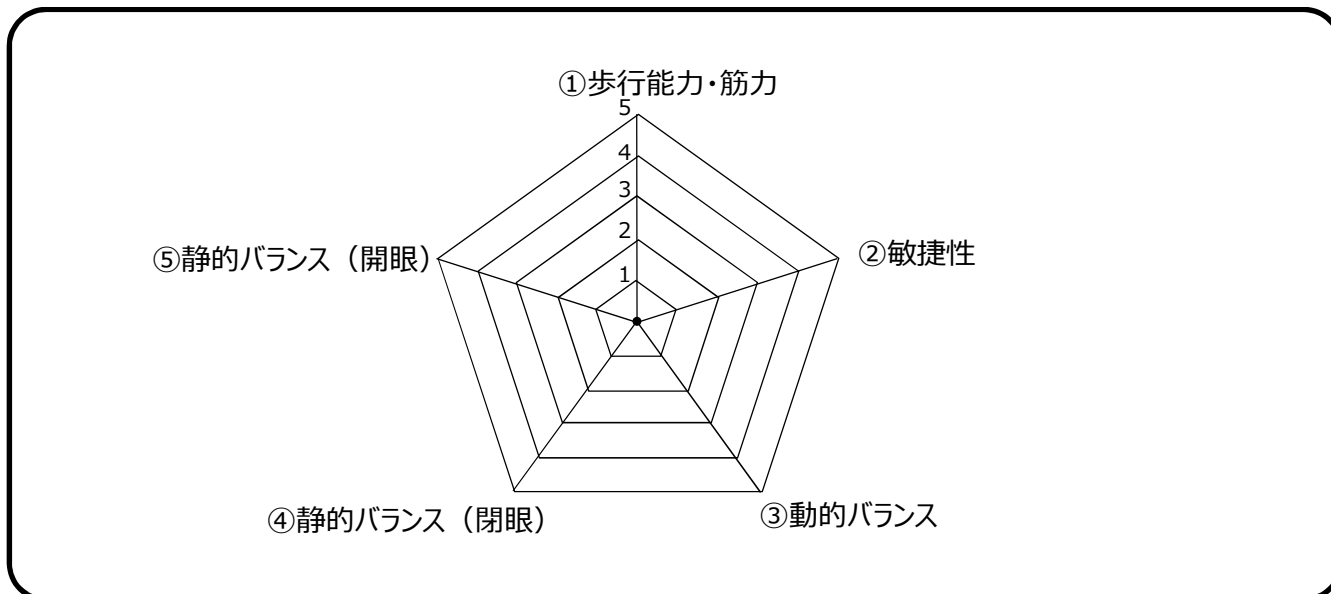
それぞれの評価結果をⅢのリーダーチャートに赤字で記入

合計点数	評価表
2～3	1
4～5	2
6～7	3
8～9	4
10	5

質問内容	回答No.
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 人並み程度 ④ 少し自信がある ⑤ 自信がある
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 人並み程度 ④ やや自信がある ⑤ 自信がある
3. 突発的な事態に対する体の反応は素早い方 と思いますか	① 素早くないと思う ② あまり素早くない方と思う ③ 普通 ④ やや素早い方と思う ⑤ 素早い方と思う
4. 歩行中、小さい段差に足を引っ掛けたとき、すぐに次の足が出るとおもいますか	① 自信がない ② あまり自信がない ③ 少し自信がある ④ かなり自信がある ⑤ とても自信がある
5. 片足で立ったまま靴下を履くことができると 思いますか	① できないと思う ② 最近やってないができないと思う ③ 最近やってないが何 回かに1回はできると思う ④ 最近やってないができると思う ⑤ できると思う
6. 一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行（後ろ足のかかとを前脚のつま先に付けるように歩く）で簡単に歩くことができるとおもいますか	① 継ぎ足歩行ができない ② 継ぎ足歩行はできるがラインからずれる ③ ゆっくりであればできる ④ 普通にできる ⑤ 簡単にできる
7. 目を閉じて片足でどのくらい立つ自信が ありますか	① 10秒以内 ② 20秒程度 ③ 40秒程度 ④ 1分程度 ⑤ それ以上
8. 電車に乗って、つり革につかまらずどのくらい立っていられると思 いますか	① 10秒以内 ② 30秒程度 ③ 1分程度 ④ 2分程度 ⑤ 3分以上
9. 目を開けて片足でどのくらい立つ自信が ありますか	① 15秒以内 ② 30秒程度 ③ 1分程度 ④ 1分30秒程度 ⑤ 2分以上

### Ⅲ レーダーチャート

- 1、2 ページの評価結果を転記し線で結びます  
(Ⅰの身体機能計測結果を黒字、Ⅱの質問票(身体的特性)は赤字で記入)



#### チェック項目

##### 1 身体機能計測(黒枠)の大きさをチェック

身体機能計測結果を示しています。黒枠の大きさが大きい方が、転倒などの災害リスクが低いといえます。黒枠が小さい、特に2以下の数値がある場合は、その項目での転倒などのリスクが高く注意が必要といえます。

##### 2 身体機能に対する意識(赤枠)の大きさをチェック

身体機能に対する自己認識を示しています。実際の身体機能(黒枠)と意識(赤枠)が近いほど、自らの身体能力を的確に把握しているといえます。

##### 3 黒枠と赤枠の大きさをチェック

###### (1)「黒枠 ≥ 赤枠」の場合

それぞれの枠の大きさを比較し、黒枠が大きいもしくは同じ大きさの場合は、身体機能レベルを自分で把握しており、とっさの行動を起こした際に、身体が思いどおりに反応すると考えられます。

###### (2)「黒枠 < 赤枠」の場合

それぞれの枠の大きさを比較し、赤枠が大きい場合は、身体機能が自分で考えている以上に衰えている状態です。とっさの行動を起こした際など、身体が思いどおりに反応しない場合があります。枠の大きさの差が大きいほど、実際の身体機能と意識の差が大きいことになり、より注意が必要といえます。

詳細はホームページ参照 <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/101006-1.html>

転倒等は筋力、バランス能力、敏捷性の低下等により起きやすくなると考えられます。この調査は転倒や転落等の災害リスクに重点を置き、それらに関連する身体機能及び身体機能に対する認識等から自らの転倒等の災害リスクを認識し、労働災害の防止に役立てるものです。

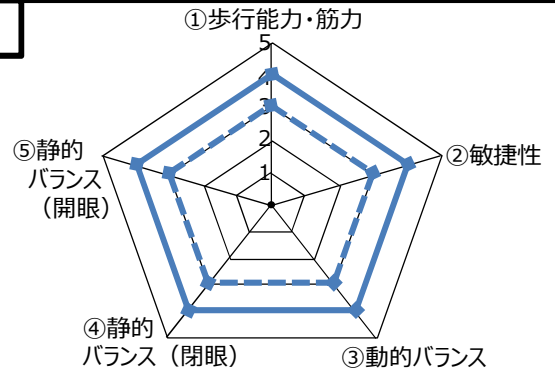
## レーダーチャートの典型的なパターン

### パターン1 身体機能計測結果 > 質問票回答結果

あなたの身体機能（太線）は、自己認識（点線）よりも高い状態にあります。このことから、比較的自分の体力について慎重に評価する傾向にあるといえます。生活習慣や加齢により急激に能力が下がる項目もありますので、今後も過信することなく、体力の維持向上に努めましょう。

一方、太線が点線より大きくても全体的に枠が小さい場合（特に2以下）は、すでに身体機能面で転倒等のリスクが高いといえます。筋力やバランス能力の向上、整理整頓や転倒・転落しやすい箇所の削減に努めてください。

また、職場の整理整頓がなされていない場合などには転倒等リスクが高まる場合がありますので注意しましょう。

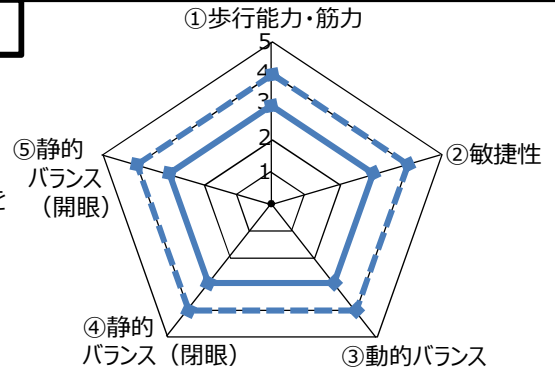


### パターン2 身体機能計測結果 < 質問票回答結果

あなたの身体機能（太線）は、自己認識（点線）よりも低い状態にあります。このことから、実際よりも自分の体力を高く評価している傾向にあり、自分で考えている以上にからだに反応していない場合があります。

体力の維持向上を図り、自己認識まで体力を向上させる一方、体力等の衰えによる転倒等のリスクがあることを認識してください。日頃から、急な動作を避け、足元や周辺の安全を確認しながら行動するようにしましょう。

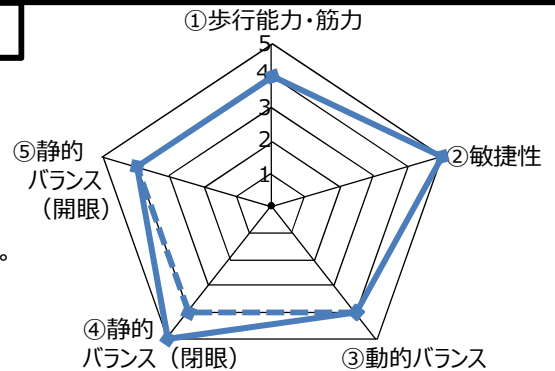
また、枠の大きさが異なるほど、身体機能と自己認識の差が大きいことを示しており、さらに、太線が小さい場合（特に2以下）はすでに身体機能面で転倒等のリスクが高いことが考えられます。筋力やバランス能力等の向上に努めてください。



### パターン3 身体機能計測結果 ≒ 質問票回答結果（枠が大きい）

あなたの身体機能（太線）とそれに対する自己認識（点線）は同じくらいで、どちらも高い傾向にあります。このことから、転倒等リスクから見た身体機能は現時点で問題はなく、同様に自分でもそれを認識しているといえます。

現在は良い状態にあります。加齢や生活習慣の変化により身体能力が急激に低下し、転倒等リスクが高まる場合もありますので、日頃から、転倒等に対するリスクを認識するとともに、引き続き体力の維持向上に努めてください。

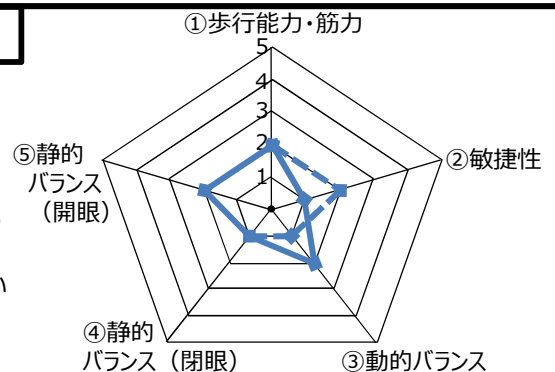


### パターン4 身体機能計測結果 ≒ 質問票回答結果（枠が小さい）

あなたの身体機能（太線）とそれに対する自己認識（点線）は同じくらいで、身体機能と認識の差は小さいですが、身体機能・認識とも低い傾向にあります（主に2以下）。

このことから、転倒等リスクからみて身体機能に不安を持っており、そのことを自分でも認識しているといえます。日頃から、体力の向上等により身体面での転倒等のリスクを減らし、全体的に枠が大きくなるように努めてください。

また、すぐに転倒リスクを減らすため、職場の整理整頓や転倒・転落しやすい箇所の改善等を行ってください。



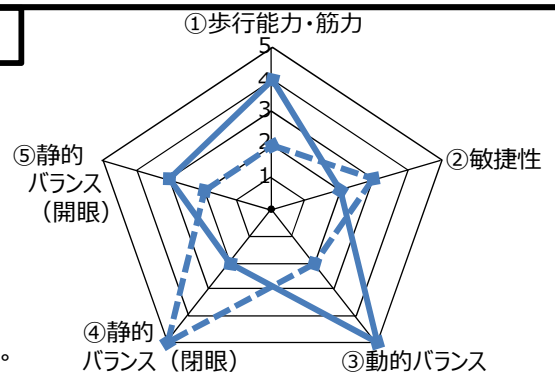
### パターン5 項目により逆転している

あなたは、計測項目によって、身体機能（太線）の方が高い場合と自己認識（点線）の方が高い場合が混在しています。

このことから、それぞれの体力要素について、実際より高く自己評価している場合と慎重に評価している場合があるといえます。

転倒等リスクからみた場合、特に自己認識に比べ、身体機能が低い項目（太線が小さい項目）が問題となります。身体機能の向上により太線の方が大きくなるよう努めてください。

また、身体機能と認識にばらつきがあるため、思わぬところで転倒や転落する可能性がありますので、転倒・転落しやすい箇所の改善等を行ってください。



# 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

## 法令改正等の主な内容

### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
  - ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



# 注意事項

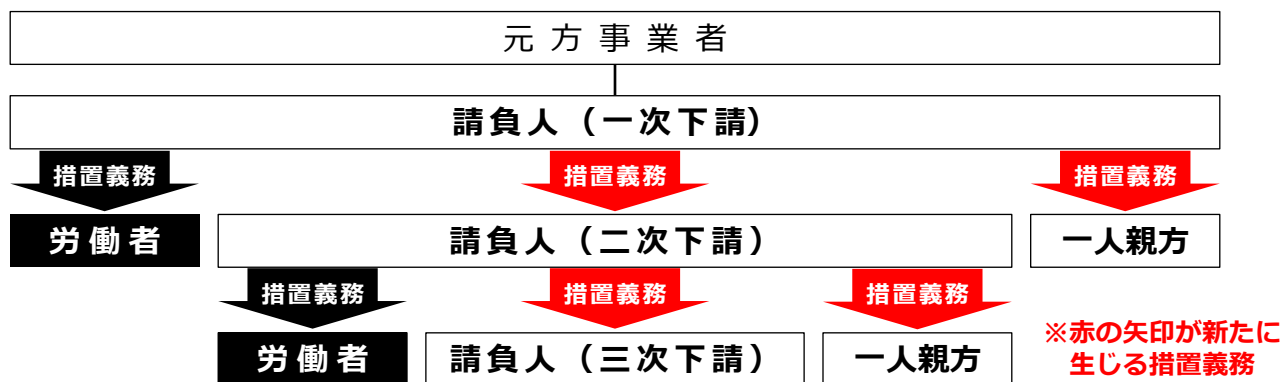
## 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

### 《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

### 《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



## 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

## 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

## 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

## 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チュウイカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経 関係の疾患、 広範囲の皮膚疾患、 感冒、 下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症 の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働 者にお互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、 病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 <b>全身を濡らして送風することなどにより体温を低減</b> 一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

**体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**